

## ボン気候変動会議サマリー

2013年4月29日 - 5月3日

強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会第2回会合(ADP 2)は、2013年4月29日から5月3日、ドイツのボンで開催された。この会合には政府代表約600名、オブザーバー約200名が参加した。ADP 2は、ワークショップおよびラウンドテーブル会議で構成され、2015年合意に関するワークストリーム 1 および2020年までの野心に関するワークストリーム 2の二つのADPワークストリームで議論する。多数のものが、この方式はADPの議論進捗上有用と感じていたが、ADPの将来会合ではさらに焦点を絞り、インタラクティブなものにする必要があると指摘する参加者もいた。ADP 2は、2013年6月3-14日のボン気候変動会議次回会合中に再開すべく、この週末で会合を一旦中断した。

### UNFCCCと京都議定書のこれまで

気候変動に対する国際政治の対応は、1992年の国連気候変動枠組条約の採択に始まる。この条約は、気候システムへの「危険な人為的干渉」を回避するため温室効果ガス(GHG)の大気濃度の安定化を目指す行動枠組を規定する。同条約は1994年3月21日に発効、現在195の締約国が加盟する。

#### 目次

UNFCCCと京都議定書のこれまで	P1
ADP 2報告	P4
議題書、作業構成書	P7
決定書1/CP.17の全要素の実施	P7
閉会プレナリー	P31
ADP 2の簡単な分析	P32
今後の会議スケジュール	P35
用語集	P40

1997年12月、日本の京都での締約国会議第3回会合(COP 3)の参加者は、UNFCCCの議定書に合意した。この議定書において、先進工業国および市場経済移行国は排出削減目標の達成を約束した。UNFCCCの下で附属書 I 国と呼ばれる諸国は、6つの温室効果ガスの排出量を2008-2012年（第一約束期間）に全体で1990年平均5%削減し、各国が異なる固有の目標を有する。京都議定書は2005年2月16日に発効し、現在192の締約国を抱える。

**2005-2009年の長期交渉：**2005年末、カナダのモントリオールで開催された第1回京都議定書締約国会合(CMP 1)は、第一約束期間終了の少なくとも7年前に附属書 I 国による更なる約束の議論を義務付けた議定書3.9条に則り、京都議定書の下での附属書 I 国による更なる約束に関する特別作業部会(AWG-KP)の設置を決定した。COP 11は、「条約ダイアログ」と称する4回のワークショップシリーズで、条約の下での長期的協力を議論するプロセスを創設した。

2007年12月、インドネシア、バリでのCOP 13およびCMP 3は、長期的問題に関するバリロードマップで合意した。COP 13は、バリ行動計画を採択し、条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会(AWG-LCA)を設置した、この作業部会は、緩和、適応、資金、技術、長期的行動に関する共有ビジョンに焦点を当てることをマニフェストとした。附属書 I 国による更なる約束に関する交渉は、AWG-KPの下で続けられた。2-トラック交渉の結論を出す期限は2009年のコペンハーゲン会議とされた。この準備のため、両AWGsは、2008-2009年、数回の交渉会合を開催した。

**コペンハーゲン：**デンマーク、コペンハーゲンでの国連気候変動会議は、2009年12月に開催された。注目を集めたイベントは、透明性とプロセスに関する論争が特徴となった。ハイレベルセグメントでは、主要経済国、地域代表、その他の交渉グループで構成されるグループによる非公式折衝が行われた。12月18日深夜、これらの協議から政治的合意「コペンハーゲン合意」が生まれ、その後この合意はCOPプレナリーの採択にかけられた。13時間におよぶ議論の末、結局、参加者はこのコペンハーゲン合意に「留意する」ことで合意した。2010年、140カ国以上の国がこの合意の支持を表明した。さらに80カ国以上は、国別緩和目標もしくは行動に関する情報を提供した。締約国は、AWG-LCAおよびAWG-KPのマニフェストを2010年のCOP 16およびCMP 6まで延長することでも合意した。

**カンクン：**メキシコ、カンクンの気候変動会議は2010年12月に開催され、締約国はカンクン合意を最終決定した。条約の交渉トラックでは、決定書/CP.16において、世界の平均気温上昇を2℃以下で制限するためには世界排出量の大幅削減が必要であると認識した。締約国は、世界の長期目標を定期的にレビューし、2015年までのレビューでその強化を検討する、これには提案された1.5℃目標関係も含めることで合意した。締約国は、先進国および途上国それぞれが提出した排出削減目標および国別適切緩和行動(NAMAs)に留意した。(FCCC/SB/2011/INF.1/Rev.1およびFCCC/AWGLCA/2011/INF.1、両方ともカンクン会議後に発行) 決

定書1/CP.16は、たとえば計測、報告、検証 (MRV)、森林炭素貯留量の保全と強化など途上国での非森林化と森林劣化による排出量の削減(REDD+)など、緩和の他の側面も記載する。

カンクン合意は、新しい制度およびプロセスも設置した、この中にはカンクン適応枠組、適応委員会、技術執行委員会および気候技術センター・ネットワークなどの技術メカニズムが含まれる。緑の気候基金(GCF)が創設され、24名の理事会が統治する新たな条約資金メカニズムの運用機関と認定された。締約国は、この基金の設計を担う暫定委員会の設置、および資金メカニズムについてCOPを支援する常任委員会の設置で合意した。締約国は、2010-2012年に早期開始資金へ300億米ドルを拠出し、2020年までに合同で1千億米ドルを拠出するとの先進国の約束を承認した。

議定書の下での交渉トラックで、CMPは、附属書 I 国に対し、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書に明記する範囲と合致する合計排出削減量の達成を目指し、野心レベルを引き上げるよう求め、土地利用・土地利用変化及び林業(LULUCF)に関する決定書2/CMP.6を採択した。両AWGsのマンデートはさらに1年延長された。

**ダーバン：**南アフリカ、ダーバンの国連気候変動会議は、2011年11月28日から12月11日に開催された。ダーバンの成果は、広範な題目を網羅し、特に京都議定書の下での第二約束期間の設定、条約の下での長期的協力の行動に関する決定書、GCFの運用開始に関する合意が成果とされた。締約国は、「条約の下で全ての締約国に適用される、議定書、あるいは別な法的制度、または法的強制力を有する合意成果の作成」をマンデートとする新しいADPの開始でも合意した。ADPは、2015年までに交渉を終了させる予定である。新しい制度は、2020年以後発効すべきものとされた。これに加えADPは、2°C目標に関し、2020年までに野心のギャップを排除する行動の探求もマンデートとされる。

**ボン：**この会議は、2012年5月14-25日、ドイツのボンで開催された。会議は、実施に関する補助機関(SBI)および科学上及び技術上の助言に関する補助機関(SBSTA)の第36回会合で構成された。またAWG-LCA 15、AWG-KP 17、ADPの第1回会合も開催された。AWG-KPの下では、京都議定書の下での第二約束期間採用を最終決定する問題、CMP 8でのAWG-KP作業終了の問題に焦点が当てられた。京都議定書の下での第二約束期間の長さや余剰ユニット繰越の問題など、多数の疑問点が保留された。

AWG-LCAでは、COP 18でのAWG-LCA作業終了を可能にするには、どの問題の協議が必要かとの議論が続けられた。先進国は、「重要な進展」、さらにはカンクンやダーバンで設置された多様な新制度を強調した。一部の途上国は、バリ行動計画のマンデート達成に必要な問題の議論を続ける必要があると指摘した。

ADPの下では、議題と役員を選出が議論の的となった。2週間近くの議論の末、ADPプレナリーは議長団のアレンジで合意し、議題書を採択、決定書 1/CP.17のパラグラフ2-6 (2015年合意)に関係した問題を取り上

げるワークストリーム 1 と、パラグラフ7-8 (2020年までの野心レベル引き上げ)を取り上げるワークストリーム 2の二つのワークストリームでの交渉を開始したほか、役員を選出でも合意した。

**バンコク**：2012年8月30日から9月5日、タイのバンコクで非公式会合が開催された。ADPの下では、各国のビジョンやADPの目標、望ましい成果、このような成果をどう達成するかを議論するラウンドテーブル会議が開催された。締約国は、野心引き上げの方法、実施方法の役割、国際協力イニシアティブ強化の方法、さらにADPの作業を枠づける各種要素についても議論した。

AWG-KPは、ドーハで同グループの作業を成功裏に終わらせるため、CMPの採択にかける修正案を提案し、保留問題の解決を図ることに焦点を当てた。これにより議定書の下での第二約束期間を2013年1月1日から即時開始することが可能になる。

AWG-LCAは、COP 17からの特定マンデートを達成するため、実質的な解決策の議論を続けた。ドーハで同グループの作業を終了させるために必要な成果は何か、AWG-LCAの最終成果に各要素を反映させる方法、COP 18以降も追加の作業が必要かどうかに関心が高められた。

**ドーハ**：ドーハでの国連気候変動会議は、2012年11月26日から12月8日に開催された。同会議からは、「ドーハ気候ゲートウェイ」と称される決定書パッケージが得られた。この中には、京都議定書第二約束期間を設定する改定、ドーハでAWG-KPの作業を終了させる合意が含まれた。締約国は、AWG-LCAの終了、そしてバリ行動計画の下での交渉の終了でも合意した。更なる審議が必要な問題が多数残され、これはSBIおよびSBSTAでの議論に回された、たとえば：世界目標の 2013-15年レビュー；先進国と途上国の緩和；京都議定書の柔軟性メカニズム；国別適応計画；MRV；市場メカニズムと非市場メカニズム；REDD+の問題である。ドーハの成果の主要要素には、損失と被害を議論するとの合意、「たとえば」特に気候変動の悪影響を受けやすい途上国での損失と被害を議論する制度メカニズムが含まれる。

## ADP 2報告

強化された行動のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会第2回会合(ADP 2)は、2013年4月29日月曜日にドイツのボンで開催された。共同議長Jayant Moreshver Mauskar (インド)はADP 2の参加者を歓迎し、ADPは2013年に焦点を絞った作業段階に移行するとしてドーハでのCOP 18の合意を想起した。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、緊急性の感覚が高まっていると強調し、温室効果ガス(GHG)の大気濃度では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の濃度が400ppmの閾値に近づいていると指摘した。同事務局長は、実質的な進展を求め、ダーバンのCOP 17でADPに割り当てられた時間の3分の2しか残っていないと指摘した。

カタールは、COP 18議長国として発言し、ドーハ会合の成功について参加者に感謝し、ADP共同議長への支援を続けていると強調した。

フィジーはグループ77と中国 (G-77/中国)の立場で発言し、ADPの作業が、条約の再解釈もしくは書き直しになることがあってはならないと強調した。同代表は、条約の原則に沿い、バランスがとれ、野心的で公平な成果、適応や緩和、実施方法を含めた成果を求めた。同代表は、ドーハで採択された京都議定書の改定を、可能な限り早期に発効させる必要があると強調し、強化された2020年までの行動では、資金や技術、実施方法でのギャップに取り組む必要があると指摘した。

欧州連合(EU)は、ADPの下では、公平かつ包括的な単一の法的枠組みで合意する必要があると指摘し、2020年までの野心のギャップを排除する必要があると指摘した。同代表は、ワークストリーム 1 (2015年合意)の下では、変わりつつある経済面の現実を反映する衡平な緩和約束スペクトラムを検討し、ワークストリーム 2 (2020までの野心)では、プレッジの強化、国際協力行動など、野心のギャップを排除する具体的な行動は何か、明確にするよう求めた。EUは、ハイドロフルオロカーボン(HFCs)、化石燃料補助金、再生可能エネルギー、エネルギー効率化の緩和ポテンシャルに焦点を当てた。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、国別の行動促進を助ける世界的な体制が重要だと強調し、最終的に排出量を削減し、気候の影響への準備を整えるのは、各国の行動であると強調した。同代表は、全ての締約国が参加し、全ての締約国がそれぞれの国情を反映した形で行動を起こすことが可能な一連の貢献を求め、柔軟性を認めると同時に、透明性や環境十全性の懸念に応え、気候に効果のある新しい合意を求めた。

スイスは環境十全性グループ(EIG)の立場で発言し、2015年の法的拘束力のある制度採択に向け、焦点を絞った作業をする意思があると表明した。同代表は、全ての締約国が同じ法的形式で適切な緩和約束をする必要があると指摘し、このような形式には、同じ規則が適用される目標および行動が含まれると指摘した。EIGは、この制度では適応や実施方法も議論すべきだと説明した。2020年までの野心に関し、同代表は、条約の内外の行動を増大させる必要があると指摘し、ADPの成功には他のプロセスも重要であると強調した。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、ワークショップーラウンドテーブル方式を歓迎した。同代表は、緩和の資金供与が不適切なこと、適応行動も不足していることに懸念を表明した。同代表は、ADPは条約の交渉を再開する場ではないと強調し、適応目標を定める必要があると指摘した。

ナウルは小島嶼国連合(AOSIS)の立場で発言し、CO<sub>2</sub>濃度を最終的には1.5°C (上昇) レベルと一致する濃度にまで下げる合意が必要であると強調した。同代表は、両方のワークストリームの作業は、緊急性の感覚で進める必要があるとし、ワークストリーム 2では、直ちに展開可能な政策に焦点を当てるよう求めた。同代表は、ワークストリーム 1の成果は、全ての締約国に適用される条約の下での議定書にすべきだと指摘し、ワルシャワのCOP 19における、野心引き上げのための閣僚会議開催を提案した。

ネパールは後発開発途上国(LDCs)の立場で発言し、ワークショップとラウンドテーブルに十分な時間を割り当てるよう求め、2つのワークストリームに関する2つのコンタクトグループ結成を支持した。ワークストリーム 1に関し、同代表は、将来の合意の構造を決定し、ADPの作業の管理を容易にするため、題目別で議論し、各国の能力の進化に建設的な形で対応し、2015年体制の要素を明確にする必要があると強調した。ワークストリーム 2に関し、同代表は、次の点を求めた：2020年までの緩和野心での進展；ウィンーウィン方式の緊急緩和オプション；適応行動の強化；科学的情報に基づく政治的意思。

チリは中南米・カリブ海独立連合(AILACの連合にはチリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、パナマ、ペルーが含まれる)の立場で発言し、この条約は「生きている制度」と強調し、ダイナミックな解釈をする必要があると強調した。共通だが差異ある責任(CBDR)および相応な能力の原則に関し、同代表は、共通の責任を各締約国の約束の採択に反映させ、各締約国による衡平な貢献の差異化にも反映させ、相応な能力は、各締約国の緩和や実施方法のための貢献の性質および貢献規模の決定の際に反映させるべきと指摘した。同代表は、原則は行動のためのツールであり、行動をとらない言い訳にしてはならないと強調した。

ニカラグアは同様の意思を持つ途上国の立場で発言し、気候変動との戦いにおける先進国の努力は不十分であると強調し、技術移転およびキャパシティビルディングにおける世界的な協力体制を求めた。ワークストリーム 1に関し、同代表は、緩和や適応、実施方法、森林、遵守、損失と被害などの問題について、効果的に議論する必要があると強調した。ワークストリーム 2に関し、同代表は、次の必要性を強調した：2013年に京都議定書の改定を批准し、2014年に緩和の野心を引き上げる；先進国は、排出量クレジットの形の見返りを期待することなく、途上国に実施方法を提供する；プロセスを参加性の高い透明性のあるものにする。

エジプトはアラブグループの立場で発言し、新しい制度の構築だけでは不十分であると想起し、次の点を求めた：時間を限った実現可能なもの；ADPは補助機関(SBs)での進捗状況について情報を得る；2005年以降のUNFCCCの進捗状況の上に則った構築。同代表は、アラブグループとしては気候変動に関する国際協力の基礎である原則から外れることにも、野心のギャップ排除の負担を途上国に移すことにも、同意することはないと強調した。

インドは、ブラジル、中国、インド、南アフリカを含めるBASICの立場で発言し、ADPの交渉は、多国間の気候体制の強化を目指すものであり、新しい体制、あるいは条約の原則やその条項の書き直し、再構成、再構築を交渉するものではないと強調した。同代表は、包括的で協調性のあるADPプロセスを求め、GCFや技術メカニズム、適応委員会の早期のかつ有意な運用開始を求めた。

フィリピンは、ADPの作業が空白状態に追い込まれると警告し、ドーハ・パッケージを含め、条約の下でのこれまでの作業やプロセスに則り進められるべきと強調した。同代表は、ワークストリーム 2は先進国が責任をとり気候変動でリーダーシップを発揮する最後の機会だと強調した。

ビジネスと産業の代表は、民間部門の投資動員、テコ入れに必要な条件について理解を得るべく、ADPを支援する意思があると表明した。同代表は、一部の国では低炭素社会に向けた自主的行動計画や約束が安定的に進展していると指摘した。

環境NGOs(ENGOs)は、気候の債務や野心を検討する、公平、正当、平等な合意を求め、先進国が現在の法的拘束力のある気候体制の規制緩和を求め、プレッジ・アンド・レビューシステムに固定していることは遺憾であると表明した。

気候行動ネットワーク(CAN)は、2015年合意に向けた行動の進展を図る一方法として、条約の原則に基づく、衡平なスペクトラムの作成を提案した。

農業従事者 (Farmers Constituency) は、ADPは農業従事者が気候変動の緩和に参加する機会であり、同時に食糧安全保障や気候耐性にも貢献すると強調した。

性差別撤廃支持者 (Gender Constituency) は、交渉プロセスを遅らせている「魔法を解く (break the spell)」よう、参加者、特に先進国からの参加者に求めた。

### **議題書、作業構成書**

月曜日午前中、ADPは、議題書(FCCC/ADP/2013/1)を採択し、作業構成書 (ADP.2013.1. 非公式覚書) で合意した。共同議長のMauskarは、共同議長非公式覚書で提案するとおり、ADP共同議長を共同議長とするコンタクトグループを設置するかどうかは金曜日に決定すると、参加者に告げた。締約国は、金曜日にADP 2の会合を中断し、6月に再開することで合意した。共同議長のMauskarは、役員の選出は6月の会合で議論すると参加者に告げた。金曜日の閉会プレナリーで、共同議長のHarald Dovland (ノルウェー)は、コンタクトグループの問題を議論するには「時機が熟していない (the time is not ripe)」と指摘し、この問題は6月に検討すると述べた。

9月の会合期間外ADP会議に関し、事務局は、2013年4月30日の期限までに資金供与の約束を受けていないことを参加者に告げた。

### **決定書1/CP.17の全要素の実施**

決定書1/CP.17 (強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム)の全要素実施という議題項目には、ワークストリーム 1 (2015年合意)とワークストリーム 2 (2020年までの野心)が含まれる。この議題は、月曜日午前中のADPプレナリーで初めて取り上げられた。SBI議長のTomasz Chruszczow (ポーランド)とSBSTA議長のRichard Muyungi (タンザニア)は、各SBsでの関連作業について報告した。共同議長のDovlandは、ドーハ会合以降、「数えきれない (numerous)」文書の提出があったと強調した。同共同議長は、ADPが事務局に対し、緩和行動の利益に関する情報、緩和野心引き上げのためのイニシアティブおよびオプションをま

とめたテクニカルペーパーの作成を要請していると想起し、このペーパーは6月のADP会合前に入手可能であると指摘した。

この週の間、次のワークショップが開催された：

- 2015年合意の範囲、構造、設計(ワークストリーム 1)；
- 低排出開発の機会(ワークストリーム 2)；
- 土地ベースの緩和機会(ワークストリーム 2)

これに加えて、次のテーマのラウンドテーブルが開催された：

- 行動の仲介(ワークストリーム 2)；
- 場づくり(ワークストリーム 1)；
- 適応 (ワークストリーム 1)；
- 実施方法(ワークストリーム 1)；
- 緩和 (ワークストリーム 1)；
- 行動と支援の透明性 (ワークストリーム 1)；
- 2020年までの野心引き上げに向けた、実際的かつ成果主義の手法構築 (ワークストリーム 2)；
- まとめと閉会 (ワークストリーム 1と2)

**2015年合意のスコープ、構造、デザインに関するワークショップ**：Kishan Kumarsingh (トリニダード・トバゴ)がこのワークショップの進行役を務めた。月曜日午後に開催された2015年合意のスコープ、構造、デザインに関するワークショップ第1部は、各国の行動を推進する野心的、永続的、効果的な2015年合意の設計に焦点があてられた。

**専門家のプレゼンテーション**：オーストラリア国立大学のRoss Garnautは、2009年コペンハーゲン国連気候変動会議以降、国際気候体制は、「協調された国内行動」をベースにしており、執行可能な国際合意は実施不可能との認識が高まっているとの見方を示し、緩和は国際的なピアプレッシャーや国内の政治圧力を受け、国内行動に焦点を当てていると述べた。同氏は、国内の政治約束は緩和に確固とした土台を提供できると強調し、これまでに示されたプレッジの多くは、排出量の動向の大幅な変更を示しており、京都議定書よりも結果が出せると指摘する一方、世界の平均気温の上昇は2°C目標ではなく4°Cに向かっていると指摘した。同氏は、緩和の規模拡大が必要との認識を示し、2020年から2050年の世界の炭素予算配分について第三者の専門家の評価を得、各国の目標を導くよう提案した。さらに同氏は、気候資金約束に中身を持たせるよう求め、2015年合意では、2°C目標と合致するような2020年-2050年の国内目標の採用が必要だと指摘した。



英国の地球環境国際議員連盟(GLOBE)のAdam Matthewsは、33か国の気候変動関連国内法に関する研究を発表した。同氏は、次の点に焦点を当てた：2012年では18か国で法制面の進展がみられた；33か国中31か国には、気候変動基本法がある；UNFCCCプロセスは各国の気候関連立法を進めるプラスの要素である。同氏は、学習事項として次の点を強調した：気候行動を採用した国の大半では、国益が行動をとる動機になっていることが多い；立法府は、他の国の経験から学ぶことができる；国内行動と国際約束は相互に補いあうが、国内行動は、国際的な気候目標達成には不十分である；野心的な国際合意があれば、国内行動の強化に役立つ。

**パネルディスカッション：**スイスは、2015年合意の主要要素を強調した、この中には次のものが含まれる：

- 共通算定枠組みを含める共通の規則ベースシステムによる予測可能性；
- 公平な形での努力の共有、広範な参加；
- 適応および緩和に対する支援の予測可能性；
- 責任および能力の進化に配慮したダイナミックなメカニズム；
- 各国の国情に配慮する柔軟性；
- 変換効果を可能にする長期の展望

同氏は、次の必要性も強調した：たとえば遵守メカニズムに支援や制裁要素を加味し、確実性を得る；制度アレンジでは京都議定書の教訓を生かす。

マーシャル諸島は、国内手法が国際行動より先行していると発言し、「政治的な信頼や確信、モーメンタムがない限り、UNFCCCの場では何も実施できない」と述べた。同代表は、参加者に対し、長期的な政治展望をたてるのを躊躇しないよう呼びかけ、ADPプロセスに十分な政治モーメンタムを確保するよう求めた。

米国は、参加を広げるため、各国が自国の国情に応じて緩和貢献度を決められるようにすべきだと提案した。同代表は、そのような手法は必ずしも野心レベルを下げることにしないと述べ、締約国は自国のニーズや状況を評価する独自の立場があると述べた。米国は、2つの手段を提案した：一つは、各締約国が自国の貢献度に関する情報を提供する「明確化要素 (clarity component)」；これに合わせ、各締約国が他の締約国の措置について分析する機会を与えられる、3-6か月の「協議期間 (consultative period)」。同代表は、このような協議を行えば、国際社会の反応を得て、貢献度を野心的にする可能性があるとし唆した。

南アフリカは、国内行動を協調させれば、参加を拡大できるが、附属書 I 国の緩和野心が置き換えられるものではないとコメントした。同代表は、緩和は適応より進んでいると強調し、適応を2015年合意に不可欠な要素として注目した。同代表は、SBSTAもしくはIPCCの下で適応コストを反映させた技術面の作業を検討するよう提案した。

国際商工会議所は、国際気候体制には深化した広範な構造が出来上がっているとしてこれを歓迎し、2015年合意は柔軟なものとし、科学的、経済的、技術的な進化を取り入れるべきだと述べた。同代表は、野心的で信頼性の高い長期の投資枠組を費用効果の高い形で推進する必要があると強調し、オフセットクレジットや炭素の価額づけは、低炭素経済への道筋をつけることを可能にすると指摘した。同代表はさらに次の点を強調した：気候政策を他の政策に合わせる必要性；新しい合意の永続性と柔軟性、合意を単純明快なものにするべきとも述べた。

CANは、2015年-2020年排出予算の残高を第三者の専門家に評価してもらう必要があると指摘し、緩和プレッジの科学面のレビューと併行して衡平性の面からもレビューするよう求めた。同代表は、「公平性の要素」として野心、責任、能力、開発の必要性をあげ、これらの要素では既に合意ができており、変更すべきでないとして強調した。同代表は、条約の原則にのちを吹き込み、意義を持たせるべく、一般的なスペクトラム手法ではなく、ダイナミックな衡平性スペクトラム手法を提案した。

**全体論議：**ガンビアはLDCsの立場で発言し、次のことが必要であると強調した：各国の国情に沿った、締約国主体の手法；約束の適切性に関する科学的な評価；十分な柔軟性；約束の定期的なレビュー。

ロシアは、合意のデザインに焦点を当てるのではなく、参加の度合いに注目すべきだと指摘し、条約の原則は二次的な問題だとの見方を示した。

EUは、各国の気候法制は適切な全体的野心度を得るに不十分だと指摘した。同代表は、平等かどうかを目を向けるよりも、衡平性に焦点を当てる方が有用だと指摘し、後者の場合、一致した解釈がないと指摘した。透明性に関し、同代表は、先進国および途上国による隔年報告書からは過去に実施された政策の透明性が見えてくるとの観測を示した。

スイスは、インスピレーションを得るようにする必要があると強調し、モニタリング、報告、検証(MRV)、そして透明性の議論は、排出削減や全体目標に関するものだと指摘した。

ニュージーランドは、トップダウン手法で参加を広げるのは難しいが、ボトムアップ手法では野心の引き上げが効果的にならないとの見方を示した。ニュージーランドは、ハイブリッド手法を求め、全ての国が同じ法的枠組みの中で多様な約束をする規則ベースの手法を提案した。同代表は、次のような約束を提案した：数量化でき、透明性がある；各国の国情により多様となりうる；定期的なレビューを受ける。

ジャマイカは、新しい合意のデザインでは、全面参加がないという京都議定書の欠陥を考慮に入れるよう求めた。同代表は、議定書の順守面には欠陥があり、締約国は「飛び降りること (jump off)」が認められていたとし、科学とリンクさせるよう求めた。

シンガポールは、各締約国がトップダウン枠組で押し付けられた合意と感じるのではなく、自国に公平なものとの感覚を持つことが重要だと強調した。

スワジランドは、適応目標の設定を求めた。ツバルは、行動の「大幅な規模拡大 (a massive scaling up)」と気候変動のための「世界的なマーシャルプラン (a global Marshall Plan)」が必要だと指摘した。

**専門家のプレゼンテーション:** ワークショップの第2部では、2015年合意に対する条約原則の適用に焦点が当てられた。

インド、ニューデリーの政策研究センター (Centre for Policy Research) のLavanya Rajamaniは、差異化の設計オプションについて論じた。同女史は、各国の差異化の合理性を紹介し、可能性ある差異化様式を提示した。同氏は、差異化の構成要素を取りまとめ、約束の種類や締約国の分類方法を示した。同氏は、参加者に対し、「差異化はそれ自体が目的ではなく、目的達成の一手段である」ことを想起し、条約の目的や目標から乖離し始めるときはやめるべきだと述べた。しかし同氏は、「関連する相違点 (relevant differences)」を明らかにし、このような違いが排除されたかどうかの判断は、価値のある、本質的な操作だと強調した。

アイルランドのMary Robinson FoundationのTara Shineは、衡平性と野心は同じコインの裏表であるとし、UNFCCCでは、最大限のコラボレーションを引き出すため差異化と公平性が必要だと強調した。同女史は、各締約国とも緩和だけでなく、適応、資金、技術に関し、自国の状況や優先策、資源に合致した行動をとるなら、条約の目的達成に貢献できると述べた。同女史は、全ての国が多様な分類の行動で行ってきた努力を考慮に入れるなら、衡平な分配を確保できると提案した。Shine女史は、低炭素経済への正しい移行には、多様な配列や柔軟性が本質的な前提条件になると結論付けた。

**パネルディスカッション:** ロシアは、差異化は全ての国による参加の実現を妨げると警告し、新しい合意は、最も脆弱なものの保護のみに注目するのではなく、惑星全体の保護にも焦点を当てるべきだと述べた。

ペルーは、差異化は条約の原則の中で検討されると指摘し、他の合意や制度に現在存在する差異化手法を検討し、そこから学ぶよう提案した。同代表は、最初に可能な手法として、各国の責任を時間や原単位の両方で段階づける衡平性スキームを提案した。これに関し、同代表は、一人当たりの排出量基準の更なる探求を支持した。

第三世界ネットワーク (Third World Network) はENGOSの立場で発言し、条約は、過去の責任の違いや各国の能力の違いに基づくものだと強調した。1992年以降の変化を認めるという先進国の提案に関し、同代表は、先進国と途上国の間では過去の責任で「極めて大きなギャップ (a huge gap)」があり、これは変わっていないと強調した。

EUは、差異化は緩和だけでなく適応にも適用すべきと述べた。同代表は、変わりつつある現実をダイナミックな形で反映させた、全締約国による法的拘束力のある約束を支持し、こういった約束の構成方法を議論するよう求めた。同代表は、一方に約束の効果を、他方に衡平性や平等をおいた場合の相互の関係や緊張関係を指摘し、約束が確実に実現し、衡平性が行動回避の手段とならないようにする必要があると強調した。

インドは、条約の原則を2015年合意の重要部分にすべきだと強調し、条約の実施は野心的で強化された行動を確保する上で重要だと強調した。同代表は、約束の定義づけは、CBDRの原則および衡平性の原則に基づくべきだと強調した。

労働組合は、次の必要性を指摘した：長期の体制；政府間および各国の国民同士の信頼構築；気候政策を経済政策、社会政策、環境政策に沿ったものにし、各国の国情を固定して検討しないようにする。

**全体論議：**エクアドルは、現在の支援には予測可能性が欠けているとし、予測可能な支援の必要性を強調し、衡平性の定義で受け入れ可能なもの全てに過去の責任や各国の能力を反映させる必要があると指摘した。

ボリビアは、次の点を強調した：過去の責任；社会面と貧困面；適応能力と緩和能力。同代表は、貧困の撲滅および持続可能な開発への衡平なアクセスは資金援助や技術移転により可能になると強調した。

フィリピンは、先進締約国による条約の下での義務の緊急実施を求め、条約の交渉から20年後でも資金について共通の理解がないと嘆き、途上国による資金源へのアクセスは条件次第で変わっていないと嘆いた。中国は、過去の責任を強調し、条約の原則は2015年合意のスコープ、構造、デザインに適用されると強調した。

チリは、CBDRを気候変動に対応しない言い訳にするのではなく、ダイナミックなものとするべきだと述べた。同代表は、条約の原則は持続可能な開発や気候対応型の成長を推進するはずだとし、行動能力を、差異化をした上で向上させない限り進展はないと述べた。

カザフスタンは、全ての締約国が気候変動の歴史責任を負うわけではないとの見方を示した。オーストラリアは、2015年合意に各国の予定表を付すよう提案し、これで各国はその国情に基づいた行動を調整できる柔軟性が得られると述べた。

コスタリカは、先進国と途上国の差異化は必要だが、途上国間の差異化という広範な基礎を築くなら新しい合意に利すると述べた。スワジランドは、衡平性は世界の気温目標や排出削減量、資金に関する全体約束に反映されるべきと強調した。

**低排出開発の機会に関するワークショップ：**低排出開発の機会に関するワークショップは、火曜日の午前中に開催され、Alexa Kleysteuber (チリ)が進行役を務めた。同進行役は、国連環境計画(UNEP)の排出量ギャップ報告書に記載される通り、2020年までに80億から130億CO<sub>2</sub>換算トン相当の排出量を削減する必要がある、締約国の20%はプレッジも出していないと強調し、ベストプラクティス、成功事例、障壁、解決策について議論を求めた。

**専門家のプレゼンテーション：**低排出開発戦略(LEDs)グローバルパートナーシップのRon Benioffは、国レベル、地方レベルでは低排出開発推進プログラムが多数存在すると指摘し、低排出開発の大いなる機会を重

要なメッセージとして指摘した。同氏は、国際社会にはドナー同士の協力の機会があると強調し、特に次の点が必要であると指摘した：知識共有に向けた投資；政治支援体制の構築；利害関係者へのアウトリーチ；国、州、地方の努力の統合強化。

国際再生可能エネルギー局(IRENA)のDolf Gielenは、エネルギー政策は排出量を削減すると同時に利益をもたらすパワーがあると強調し、再生可能エネルギー展開の機会に注目した。同氏は、太陽光や風力、水力などエネルギー部門では再生可能エネルギー能力の追加が増していると強調した。同氏は、普遍的なアクセス、効率向上の倍増、再生可能エネルギーの割合増が官民パートナーシップの全てのものに持続可能なエネルギーを（Sustainable Energy for All (SE4ALL)）の目的であると指摘した。同氏は、この目的を達成するには最終用途部門およびエネルギー部門の両方を変革する必要があると述べた。

Benioff氏は、質問に答え、LEDSの利益を確立し、伝えることを目指したツールの開発努力を強調した。同氏は、LEDSは、変換ビジョンの開発であると強調し、厳しい分析研究、利害関係者との協議、多年にわたる強調努力の必要性を指摘した。同氏は、先進国はLEDSのグローバルパートナーシップに参加しており、ドナー社会でのLEDSに関する動きは変わりつつあると述べた。

Gielen氏は、再生可能エネルギー部門は世界の経済活動の1%を占め、世界中で約300万人分の雇用があるとの見方を示した。同氏は、途上国での再生可能エネルギーは極めて高価であり、アフリカでは資金コストが約15-20%高くなる傾向があると指摘した。さらに同氏は、開発プロジェクトは商業化プロジェクトよりも費用がかかる傾向があるが、これはプロジェクトの目的およびパラメーターが広範囲にわたるためである、しかし市場が熟せばコストは下がる傾向があるとの見方を示した。

**パネルディスカッション：**英国は、自国のエネルギー効率化戦略に焦点を当て、これはガスの輸入量を削減し、雇用を創設すると述べた。同代表は、各世帯に資金を提供し、エネルギー利用量に関する情報の利用可能性向上を図り、資金と需要を結び付ける努力をしていると指摘した。さらに英国は、特に気候資金およびREDD+の行動を通して国際的な行動の規模を拡大する努力についても紹介した。

ケニアは、2013年－2017年の包括的国内気候行動計画および特定行動に焦点を当てた。同代表は、この計画には適応、緩和、可能にする条件が含まれると説明し、実施には120億米ドルが必要だろうと推計した。同代表は、参加奨励プロセスを強調し、この計画は国内開発計画策定プロセスの主流に据えられると指摘した。

UNEPは、気候と大気浄化のコアリション（Climate and Clean Air Coalition）についてプレゼンテーションをした、この連合には60のパートナーが加盟、短寿命気候汚染物質に注目する。同代表は、主な活動は次のとおりと説明した：重量用ディーゼル燃料からの黒色炭素の排出削減、ガスおよび石油の生産でのメタンの排出削減。同代表は、人間の健康および農業部門の収率面で利点があると強調した。

中国は、人と自然の調和という孔子の思想、エコな文明という概念、そして革新的な開発経路としての低炭素開発の必要性に注目するよう求めた。同代表は、主な推進要素として、エネルギー効率、エネルギーミックス、収入源と人口を挙げ、国家目標に焦点を当てた、これには次のものが含まれる：炭素原単位を2020年までに2005年比で40-45%削減；炭素原単位を2020年までに2010年比で17%削減；2015年までにエネルギー合計利用量、40億CO<sub>2</sub>換算トンとする目標；非化石エネルギーの利用、電力ミックス、炭素吸収量などの追加目標。中国は、低炭素開発に対する公的資金の援助を強調し、低炭素省、都市パイロットプロジェクト、炭素市場パイロットスキームなど、地方レベルの行動に焦点を当てた。さらに同代表は、気候変動法の重要性に対する意識の向上、最近の低効率生産能力の段階的廃止も強調した。課題について、同代表は、今後数10年間の集中的な都市化および工業化、一次エネルギー利用量の70%を石炭に依存する中国を変換させるという課題を指摘した。

ノルウェーは、途上国による費用効果の高い緩和行動探求の動きを支援することが重要だと強調した。同代表は、炭素価格化を確立する重要性も強調し、炭素価格化は次のとおりであるべきと述べた：全部門で同一の価格、これを技術、研究開発、適切な排出政策で補う。

C40都市：気候リーダーシップグループは、気候変動と闘うネットワークの63の都市がもつポテンシャルに焦点を当てた。同代表は、このネットワークに各都市の首長が参加するなら、経験や学習事項の情報共有が進むと強調した。

**全体論議**：スイスは、数量化国際目標の必要性を強調し、野心引き上げが可能性な分野として、REDD+、農業、再生可能エネルギーの推進、化石燃料補助金の段階的廃止、エコラベルを挙げた。

セネガルは、同国では低炭素開発戦略を作成したが、その後も投資家が関心を寄せたエネルギー関連プロジェクト案は化石燃料技術に関するものだけだったとして、これを嘆いた。同代表は、エネルギー効率と再生可能エネルギーに注目する途上国の戦略に供与される援助額と民間部門の資金を得た投資額とが一致していないと強調した。

ナウルは、エネルギー効率と再生可能エネルギーの障壁および実施推進方法に焦点を当てるよう提案した。

国際エネルギー機関(IEA)は、2013年のクリーンエネルギー進展状況追跡報告書(Tracking Clean Energy Progress report of 2013)に注目するよう求め、この報告書によると、世界はエネルギー効率化や再生可能エネルギー推進の正しい道筋にたっていない。同代表は、ADPに対しその作業への支援を改善する方法について、ADPのガイダンスを求めた。

マーシャル諸島は、再生可能エネルギーへの転換が太平洋諸島にもたらす利益、そしてそのような転換を容易にし、安価にする資金ツールの必要性を強調した。

オーストラリアは、2012年に採択された自国の気候政策の影響結果に注目し、特にエネルギー部門の排出量削減、再生可能エネルギーへの投資増加に焦点を当てた。同代表は、オーストラリアでは州政府補助金が段階的に解消されたにも関わらず、再生可能エネルギーへの民間投資が増加した好例として、屋上太陽光(発電)を指摘した。

野心ギャップの解消に関し、EUは、エネルギー効率化、再生可能エネルギーの増加、化石燃料補助金の段階的廃止、HFCsを挙げた。同代表は、HFCsはオゾン層破壊物質に関するモントリオール議定書の下だけでなくCOP 19でも議論すべきだと述べた。同代表は、バンカー燃料についても国際民間航空機関および国際海事機関を通して議論する必要があると指摘した。

ブラジルは、途上国の緩和の方が安価であるとのノルウェーの主張に疑問を呈した。同代表は、締約国による気候変動問題を解決していくのは途上国でのパイロットプロジェクトによってではないと強調した。同代表は、各国が構造改革でこの問題に対応する必要があると結論付けた。

南アフリカは、気候行動のコストだけでなくその利益も検討する必要があると強調した。同代表は、2010年に南アフリカはNAMAsを発表したが、この計画に必要な資金援助額の獲得に失敗したとして、注目するよう求めた。

インドネシアは、低排出開発戦略に緩和、適応、経済面の配慮を組み込むべきだと述べた。サモアは実施方法の重要性を強調し、支援を各地域のニーズに基づき策定することが重要だとし、再生可能エネルギー、エネルギー効率、LULUCF、森林が自国のNAMAsの重要な注目分野であると強調した。カナダは、エネルギー生産のグリーン化は長期のプロセスだとし、その経済面、環境面、社会面に焦点を当てた。

**行動の仲介に関するラウンドテーブル：**行動の仲介に関するラウンドテーブル(ワークストリーム 2)は、火曜日の午後に開催され、共同議長のDovlandが議長役を務めた。

日本は、1998年に開始された自国のトップランナープログラムに焦点を当て、このプログラムは多様な消費者製品に効率基準を設けるもので、製造業者はトップランナーラベルを得るため一定期間内のベースライン達成を奨励されると述べた。

韓国は、2010年に設立された世界グリーン成長研究所(Global Green Growth Institute)に注目し、この組織はグリーンな成長戦略、緩和および適応のキャパシティビルディングを提供するとし、2年間で加盟国が30カ国に増えたと指摘した。

エチオピアは、自国を2025年までにカーボンニュートラルにするため、閣僚間運営委員会が経済全体の排出削減を検討していると説明した。

EUは、テクニカルペーパーで最もポテンシャルが大きい緩和オプションがなにかを捉え、プレッジ増加の条件を議論するよう求めた。

ボリビアは、同国が提案する合同緩和・適応メカニズムの内容での森林部門、農業部門の努力に注目した。

**場の設定のラウンドテーブル：**場の設定 (setting the scene) に関するラウンドテーブル(ワークストリーム 1) は、火曜日午後、2015年合意のスコープ、構造、デザインに関するワークショップをフォローするため開催された。共同議長のマウスカルは、参加者に対し、2015年合意の輪郭および中心要素に焦点を当てるよう求めた。

エクアドルは米州ボリバル同盟 (Bolivarian Alliance for the Peoples of Our America (ALBA)) の立場で発言し、条約の原則の重要性を強調した。同代表は、差異化の基準として唯一可能性があるのは条約の附属書Iで確立されたものだと主張し、これと異なる差異化方式で何らかの合意をする可能性は低いと強調した。

EUは、国家主導の行動と国際協調を結び付ける段階的手法を提案し、締約国は異なるタイプの約束を特定し、実施する意思のある約束がどのような種類のものか宣言できると述べた。このシステムは、その上で2°C目標達成に向けた約束の全体的な適切性を評価する手段を提供する。同代表は、この手法は、ボトムアップ手法とトップダウン手法の調和を図るものだと論じた。

バングラデシュは、2015年合意は大胆で、明解、執行可能なものにすべきだとし、緩和と適応のバランスをとる必要があると述べた。

エチオピアは、附属書 I 国の排出量削減はトップダウンシステムにすべきであり、ボトムアップ手法は他の全ての国に適用すべきだと指摘した。同代表は、附属書 I 国のトップダウン方式の約束は過去の排出レベルに基づき定義されるべきだと示唆した。同代表は、さらに資金や技術の移転は一人当たりの国内総生産に基づきなされるべきと提案した。

ツバルはLDCsの立場で発言し、ADPは最新の科学に基づき、参加性があり、強力な約束と期限を盛り込んだ、全てのものに適用される新しい議定書の作成に向け努力すべきだと述べた。

シンガポールは、2015年合意を考える場合の重要要素として、原則、行動、規則、野心を挙げた。同代表は、条約の原則が内容を決定づけるべきと論じ、各国の国情に配慮し、各国が定める行動に基づくシステムを提案した。同代表は、各国が決定した行動を国際的に合意したトップダウンの規則により補い、行動の確実性を高め、義務の相互尊重を進める必要があると説明した。同代表は、約束は同じ法的拘束力の特性を持つべきであり、全ての締約国に適用可能な一連の規則を設定する方法をとり、実施の透明性を確保すべきだと付け加えた。同代表は、適切な野心レベルを確保するには、各国が決定する行動を定期的なレビュープロセスと結び付け、野心レベルの引き上げを図る必要があると結論付けた。



フィリピンは、「場 (the scene)」は条約で既に設定されているとし、条約は明確な条項およびユニバーサルな参加を得ていると述べ、条約の条項の中身よりも実施が主な問題として残されていると強調した。

ロシアは、2015年合意は次のものであるべきと述べた：未来志向の合意；科学に基づく；普遍的；方式は異なるとも、「法的に確実な」全てのものの約束；緩和中心。

チリはAILACの立場で発言し、主要要素の中でも次のものを強調した：CBDRを運用可能とする差異化構造；各国の状況の進化により野心の引き上げを可能にするメカニズム；定期的な科学レビュー；一定期間の差異化で施行され、インセンティブがある共通規則枠組み。

南アフリカは、特に世界目標、先進国による排出削減絶対量目標、途上国による通常（ビジネス・アズ・ユーチュアル）の排出量からの乖離にもとづく相対的目標、確固としたレビュー、国際的に合意された規則に基づく遵守システムに焦点を当てた。

ニュージーランドは、ボトムアップ手法とトップダウン手法のハイブリッド構造を求め、締約国が多様な形式での約束を決定し、これを全面的MRVシステムで支えることを求めた。

ノルウェーは、条約の原則を新しい合意の指針とすべきことに賛成したが、この原則は静的なものではないと強調した。同代表は、次の点を支持した：CBDRに配慮した差異化；締約国の行動の明解化；全ての約束に同じ法的特性を持たせる；緩和中心。

日本は、新しい合意は次のものであるべきと述べた：全てのものに適用可能；確固としたMRVによる透明性；締約国の貢献が衡平かどうかを決定するピアレビューシステム；排出削減の規模を拡大するメカニズムの導入。米国は、広範な参加および締約国による野心的な貢献の必要性を強調した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、科学に基づき、全てのものに適用される、条約の下での法的拘束力のある議定書を求めた。同代表は、新しい合意は次のものであるべきと強調した：CBDRおよび衡平性原則に基づく；過去の責任および地域の優先政策への配慮；小島嶼開発途上国の特別な事情に十分配慮する。マーシャル諸島は、約束を行う瞬間の前後で政治的参画を得る必要性を強調し、これにより不適切な約束に法律上拘束されることがなくなると強調した。ウガンダは、トップダウン手法を求め、前進するには政治的ビジョンが必要だと強調した。

サウジアラビアは、ADPは次の点に焦点を当てるべきと述べた：持続可能な開発のニーズを満たす行動、これには貧困の撲滅、雇用創設が含まれる；気候変動行動を合理的に説明。

**適応に関するラウンドテーブル：**適応に関するラウンドテーブル(ワークストリーム 1)は水曜日の午前中に開催され、共同議長のDovlandが議長を務めた。同議長は、締約国に対し、2015年合意で適応に関する行動を強化しこれを補うため、具体的な提案、アイデアを共有するよう求めた。

AOSIS、オーストラリア、ノルウェー、日本、AILAC、EU、シンガポール、メキシコなど多数の締約国が、既存の制度の上に則り築く必要があると指摘した。AOSIS、LDCs、AILAC、EU、スイス、東ティモール、ノルウェー、中国、その他は、特に脆弱な諸国に対する適応支援の必要性を認識した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、カンクンでのCOP 16で創設された制度枠組みに実施方法を盛り込む必要があると強調し、資金供与が優先策であるとともに、適応に対し民間部門の資金を巻きつけるのは困難であるとの見方を示した。ガンビアはLDCsの立場で発言し、国別適応行動プログラム(NAPAs)で特定されたLDCsのニーズのうち、支援を受けたのが25%に過ぎないのは遺憾だと述べた。

インドは、途上国に対する計測可能、報告可能、検証可能な資源供与を求め、非附属書 I 国に対してはいかなる新しい約束も導入すべきでないと言った。

オーストラリアは、既存の適応構造に付加価値をつけることに焦点を当てるよう提案し、適応を各国の意思決定の主流におくことを強調した。EUは、SBsおよび適応委員会などの新しい組織の作業から学ぶことを支持し、成長や開発、投資での転換を容易にする必要があると述べた。

ネパールは、世界の気温上昇を1.5°Cまでに制限しないなら、たとえ支援が供与されたとしても、適応の必要条件が、適用能力を上回ることになることになると警告した。スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、同グループは適応と適応支援強化中心でない2015年合意を受け入れできないと強調した。同代表は、異なる気温上昇シナリオに関する適応戦略について、テクニカルペーパーを作成するよう提案した。ペルーはAILACの立場で発言し、カンクン適応枠組みの実質的な施行と運用開始への移行を求めた。

ノルウェーは、条約の下での適応プロセスをモニタリングし、評価する必要があると指摘した。スイスは、民間部門の参加促進など、適応戦略を主流化する必要があると強調した。

中国は、次のものを求めた：適応を気候戦略の主流とする；最も脆弱な部門および地域の特定；GCFおよび適応基金など資金援助メカニズムの強化。

南アフリカは、持続可能な開発への国レベルの移行には、支援が必要だとし、適応と実施方法の分離はこの移行を困難なものにすると付け加えた。

ジャマイカと東ティモールは、損失と被害に適切に対応する必要があると強調した。キルギスタンは内陸山岳途上国の立場で発言し、2015年合意での生態系本位な手法を求めた。

東ティモールは、国別適応計画(NAPs)については、自主的な援助ではなく、資金約束を求めた。ベネズエラはALBAの立場で発言し、途上国のNAPsに対するシステムチックな支援を求めた。マーシャル諸島は、全ての国家が適応に関する法的拘束力のある国内約束をするよう求めた。

シンガポールは、緩和と適応の「分離 (a disconnect)」の制度化に警告を發し、適応枠組みを緩和野心の規模拡大に向けたレビュープロセスに組み入れるべきと述べた。サウジアラビアは、経済の回復力、経済多角化、実施方法を考慮する包括的な適応枠組みを提案した。

バングラデシュは、適応問題を速やかに実施段階に移すべきと強調した。さらに同代表は、COP 19で損失と被害メカニズムについて合意する必要があると強調した。

共同議長のDovlandは、意見が集約している分野を指摘した、この中には次のものが含まれる：2015年合意に適応を含める必要性；緩和と適応のバランスをとる必要性；既存の制度の活用；実施方法；国家レベルでの適応の主流化。

**実施方法に関するラウンドテーブル：**実施方法に関するラウンドテーブル(ワークストリーム 1)は、水曜日午前中に開催され、共同議長のMauskarが議長を務めた。同議長は、実施方法に関し、2015年合意に必要なものに焦点を当てるよう求めた。

イランは、条約の現在の規定が優れた実施方法枠組みを構成すると発言した。中国は、「実施方法」という考えは一般的過ぎると指摘した。同代表は、資金、技術、キャパシティビルディングに関する附属書 I 国の約束に注目し、これらの約束の実施と途上国の約束とは密接に関係すると指摘した。同代表は、先進国が途上国に提供する資金援助の額を明確にする必要があると強調し、この額は2020年には1千億米ドルを超えなければならないと述べた。

フィリピンは、現在、適応、技術、資金、キャパシティビルディングを扱っている組織同士の作業の調整を図る必要があると指摘した。スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、実施方法の内容において、適応および緩和を1.5°C目標に合わせることを強調した。韓国は、気候資金でのMRVの重要性を強調した。同代表は、資金援助の透明性を確保し、先進国と途上国間の信頼を高める主なメカニズムはGCFであると指摘した。

ナウルはAOSISの立場で発言し、2015年合意では、先進国の支援に関し確固とした規定をし、その約束を定期的にレビューするよう求めた。同代表は、適応については無償支援を基本とする資金供与を、優先すべきと強調した。ネパールは、先進国の資金目標が必要だと指摘した。ケニアは、2015年合意での資金、技術、キャパシティビルディングの約束を求め、創設された制度の強化とレビューが必要だと指摘した。

エクアドルは「有志途上国 (LMDC)」の立場で発言し、次の点を求めた：実施方法に関する先進国の約束の適切性とそのADP作業への統合；約束の実施の評価；実施を強化する新たな方法の探求。さらに同代表は、炭素市場の「現在の崩壊 (current collapse)」を考慮すべき学習事項として強調した。

ニュージーランドは、市場メカニズムは各国の気候変動への対応を助ける重要な制度だと強調し、市場メカニズムはポスト2020年の世界の一翼を担うとの確信を表明した。

インドは、資金、技術、キャパシティビルディングへの対応を明確にする必要があると指摘し、6月の会合において資金、技術、キャパシティビルディングに関するラウンドテーブルを開催するよう提案した。

コロンビアはAILACの立場で発言し、途上国に正味の利益をもたらし、先進国が(削減)努力の先頭に立ち続けるなら、全ての国による貢献を支持すると表明した。さらに同代表は、ポスト2020年の期間の実施方法をレビューする必要があると指摘した。スイスは、学習事項を検討し、衡平な実施方法の枠組みを構築する必要があると強調し、そこでは貢献可能な立場にある全ての締約国が貢献を行うと述べた。オーストラリアは、実証可能な成果に結び付く措置となるよう、実施方法の方向付けをする必要があると指摘した。同代表は、能力の変化を反映するダイナミックな手法を求め、支援提供能力に関し「興味ある (interesting)」文書が提出されたと指摘した。

EUは、安定的な転換を可能にする環境には、支援だけでなく、たとえば政策枠組み作成や補助金問題への取り組みも含まれると指摘した。同代表は、既存の制度が成果を出せるようにし、支援の透明性に取り組む必要があると強調した。米国は、適切な政策および規制枠組みなしで資本を途上国に押し出そうとする努力は役に立たないと指摘した。日本は、実施方法は重要であり続けるが、これを2015年合意に不可欠なものとするべきかどうか、自国の立場表明を保留するとの認識を示した。

東ティモールは、資金と技術に関する先進国の約束が必要だと強調し、透明性と既存の制度の強化が重要問題だと強調した。南アフリカは、資金面のギャップに取り組み、GCFの資本化と運用開始、資金目標の定期的なレビューを求めた。

ノルウェーは、成果ベースの資金と最貧国の優先が必要だと指摘した。同代表は、民間資金、市場ベースメカニズム、国際航空輸送および海上輸送からの排出量に対処するための資金調達ポテンシャルを強調した。

インドネシアは、達成成果の進捗状況を調べ、過去にどのような過ちがなされたかを評価するよう求めた。ニカラグアは、先進国がドーハで行った資金プレッジの実施状況を問うた。

**土地ベース緩和機会に関するワークショップ：**土地ベース緩和機会に関するワークショップは水曜日午後開催され、Gary Cowan (オーストラリア)が進行役を務めた。同進行役は、非森林化および農業からの排出量は世界の排出量の約3分の1に相当するとしたスターンレビューの推計を想起し、参加者に対し、緩和だけでなく適応の意味でも、土地からさらに多くのものを得る方法の検討を求めた。

**専門家プレゼンテーション：**イタリアのトゥシア (Tuscia) 大学のRiccardo Valentiniは、土地利用と森林の管理に関するプレゼンテーションを行い、炭素の保全および隔離に関する科学的な展望を示した。同氏は、

この部門は重要な緩和機会を提供すると説明した。同氏は、熱帯地方および亜寒帯地域の森林の炭素吸収源としての役割を強化する必要があると強調し、熱帯の森林の農林園転換に警告を発した。同氏は、土地部門にはまだ手がつけられていないポテンシャルがあると指摘し、害虫や病気、火災など、森林での気候関連の脅威に注意を促し、これらは2050年以後の長期で出現する可能性が高いと述べた。

国連食糧農業機関(FAO)のMaria Sanchez Sanzは、食糧安全保障および人々に配慮する必要があると強調した。同代表は、土地・森林部門では、世界、国家、地方など全てのレベルでデータ収集を改善し、緩和ポテンシャルを活用するよう求めた。また同代表は、現場レベルで統合手法を採用するのは比較的容易だが、この手法の規模拡大をどうするかが課題だと強調した。

**パネルディスカッション：**ブラジルは、自国の政策およびイニシアティブにより2004年—2012年の間に非森林化が大幅に削減される成果を収めたと強調し、2012年には1980年代以来、最も非森林化の割合が低くなったと指摘した。同代表は、このような政策の資金の大半は国内予算から来ていると強調した。同代表は、非森林化の割合低下が達成した後の保持が大きな課題だと述べた。同代表は、この部門の緩和コストは比較的高いが、これはキャパシティビルディングやインフラへの投資を継続して、可能な環境を築き、達成成果を保持する必要があるためだと指摘した。

インドネシアは、京都議定書の下ではLULUCFの規則とクリーン開発メカニズムの両方の森林への配慮は森林国に実施上の課題を突き付けていると述べた。同代表は、REDD+の下では炭素計測方法への理解が不足しており、これが京都議定書の下での森林問題検討方法と異なることから、進展の障壁になっていると指摘した。

ニュージーランドは、森林を含めた自国の排出量取引スキームに焦点を当て、非森林化を逆転するインセンティブになっていると述べた。同代表は、農業部門での緩和対応課題を指摘し、生産性向上や土地利用効率向上のための国内努力を強調した。同代表は、学習事項に基づき、特に次のことを提案した：部門を横断した手法の統合；長期的な有効性を得るための民間部門とのパートナーシップ；浸食の制御、水質の向上など、緩和の共同便益に焦点を当て、生産性の向上および利益率に注目する。

タンザニアは、エネルギー資源としてのバイオマスへの依存、地方の森林収入への依存など、土地ベースの緩和機会における国内課題に焦点を当てた。同代表は、コミュニティーベースで、非森林化を減少させる計画および政策の作成することなど、国内イニシアティブを強調した。

ボリビアは、REDD+の代替策としての緩和・適応共同メカニズムを提案し、これは非市場手法に基づくもので、すでにUNFCCCや生物多様性条約の下での決定書に反映されていると述べた。同代表は、既に同国で実施されているメカニズムの要素について説明し、これには、事前の公共融資、緩和と適応の両面に注目する実績指標が含まれると述べた。

FAOは、国連REDDプログラムの立場で発言し、REDD準備段階の早期で得られた学習事項の関連性を強調した。同代表は、次のことが必要だと強調した：REDD+活動を可能にする環境、政策、法的枠組み；国家所有権と指導力の確保。

**全体論議：**「農業従事者（Farmers Constituency）」は、緩和における農業従事者の役割を強調し、キャパシビリティビルディングの関連性を強調した。インドは、生活面での農業の役割を強調し、農業部門の適応努力を支持した。サウジアラビアは、土地ベースの機会に関する手法を全体的に歓迎するとし、特に次の点への対応を支持した：炭素貯留、「黄色い炭素（yellow carbon）」、緩和の共同便益、非市場手段。

ノルウェーは、より多くの途上国が非森林化回避の目標を提出するよう、奨励すべきと述べた。同代表は、多数の途上国が国際的なインセンティブ構造ができる前に、非森林化回避の目的で自然資源へ投資することを躊躇していると指摘し、森林での排出削減の規模を拡大する唯一の方法は、2020年以前に認証排出削減量の増加を図ることだと述べた。同代表は、この目的のメカニズムは、別な様式をとることが可能であるとし、資金はGCFから提供できると述べた。同代表は、次の項目を支持した：新しい合意に土地利用・土地利用変化を入れる；REDD+の技術規則の最終決定；新しい市場メカニズム(NMM)にREDD+パイロットフェーズの可能性を含める。

ツバルは、UNEP排出量ギャップ報告書の結論に目を向け、LULUCF算定規則の緩やかさおよびオフセットの二重計算など、緩和障壁に焦点を当てた。同代表は、永続性やリーケージなど非森林化回避の問題点に焦点を当てた。同代表は、パーム油、材木など非森林化の推進要素に対処し、森林の計算において京都議定書手法より全体的な手法を議論するよう求めた。

パプアニューギニアは、REDD+の動きを早めるには資金供与における野心引き上げが必要であるとし、ガイダンスや基準を示すREDD+の統治構造を支持した。スイスは、現段階でADPの下でのREDD+統治組織を作るのは時機を得ていないと述べた。

ブラジルは、自国でのREDD+は「炭素市場とは何の関係もない」と強調した。同代表は、森林は解決策として重要な部分を占めるが、そうはいつでも、他の部門での他の諸国の緩和努力が急がれる緊急性が少なくなるわけではないと述べた。

**行動の仲介に関するラウンドテーブル：**行動の仲介に関するラウンドテーブルは木曜日午前中も続けられた。共同議長のマウスカルは、参加者に対し、現在から2020年間の野心のギャップを埋めるには、国内レベルおよび国際レベルの行動をどう仲介すればよいか議論するよう求めた。

ナウルはAOSISの立場で発言し、先進国および途上国における再生可能エネルギーおよびエネルギー効率化行動の規模拡大について、文書を提出する計画であると発表した。

中国は、先進国のリーダーシップが野心引き上げのカギであると強調し、一部の先進国が京都議定書から脱退したことを嘆いた。同代表は、野心引き上げの方法として京都議定書の第2の改定案を提案した。さらに中国は、途上国での行動強化には資金や他の形式の支援が必要であると強調し、速やかなGCFの運用開始を求めた。

チリはAILACの立場で発言し、先進国は、既存のアレンジを支援するためさらに努力する必要があると指摘した。スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、国内のイニシアティブを支持すると表明したが、これが国際協力の代わりになるわけではないと警告した。

スイスは、情報交換のためラウンドテーブルを制度化するよう提案した。フィリピンは、ADPプロセスが実績を挙げていないことへの焦燥感を表明し、多数のラウンドテーブルを開催するよりも行動をとるよう求めた。

ノルウェーは、次を提案した：金融機関コミュニティの参画；経験共有；他の国際的イニシアティブとの相互作用改善。同代表は、マーシャル諸島およびシンガポールの支持を受け、政治的、技術的ダイアログを提案し、シンガポールは、このような議論は相互に意見交換し、強化しあう必要があると指摘した。

EUは、行動を妨げる要素を指摘し、再生可能エネルギーへの転換コストの20%が投資コストに関係していると指摘した。同代表は、このようなコストを下げる方法を議論する必要があると指摘し、この中には民間部門の参加も含まれると述べた。同代表は、HFCsに関する更なる議論を支持し、ナウルや他の国と共に、化石燃料補助金問題の議論を支持した。ノルウェーは、ナウルの支持を受け、再生可能エネルギーおよびエネルギー効率の障壁を議論するよう提案した。

多数の途上国が、実施方法に焦点を当てる必要があると指摘し、先進国のリーダーシップが必要だと強調した。ウガンダは、適切な資金源および人的資源を動員すべく、制度枠組みを強化する必要があると強調した。インドネシアは、次の必要性を強調した：国内政策の導入と実施における「推進・抑制要素 (push and pull factors)」の組み合わせ；ベストプラクティスと学習事項の体系化。マリは、特に緩和行動に関するフィージビリティ・スタディをプロボノ (*pro bono*, 専門家による専門性を活かしたボランティア) で行う、もしくは低コストで行えるプラットフォームを求め、これにより利用可能な資金を実施に振り向けられると述べた。

多数の途上国が、エネルギーへのアクセス提供の重要性を強調した。ニュージーランドは特に次の点を求めた：多様な手法の枠組み (Framework for Various Approaches) およびNMMでの進展；農業温室効果ガスに関するグローバル・リサーチ・アライアンス (Global Research Alliance on Agricultural Greenhouse Gases) など補足イニシアティブの強化。マーシャル諸島は次の点を提案した：エネルギー効率、再生可能エネルギー、HFCs、化石燃料補助金など、容易に実施できる緩和ポテンシャルの機会に焦点を当てる。メキシ

コは、次の問題への対処を提案した：再生可能エネルギー、REDD+、バンカー燃料、エコラベル。同代表は、関連イニシアティブへの利害関係者の参加と所有権を強化する必要があると強調した。

**緩和に関するラウンドテーブル：**緩和に関するラウンドテーブル(ワークストリーム 1)は、木曜日午前中に開催された。共同議長のDovlandは、緩和に関する行動強化には何が必要か議論するよう、参加者に求めた。

オーストラリアは、全ての国による緩和約束のスペクトラムを定めることが重要だと強調した。同代表は、各国がスペクトラムの中で(緩和)努力のタイプや水準を決められるようにし、全ての国による野心的な行動の継続確保を支持した。同代表は、約束は次のとおりであるべきだと説明した：国家が決定；CBDR尊重；事前レビューを条件とする；規則ベースシステムを条件とする；定期的なレビューを保持する。同代表は次を提案した：各国が国情を考慮に入れて、2020年から執り行う（緩和）努力について議論するラウンドテーブルの6月開催；各国が提案する努力と科学が求める緩和野心度を比較する協議プロセスの可能性に関するラウンドテーブル開催、これについてはEUとノルウェーが支持を表明した。

スイスはEIGの立場で発言し、全ての締約国が国家の決定した約束および目標を採用すべきであり、全てのものが可能な限り最大限の貢献をし、これに国際的に定められたMRV規則を合わせるべきだと述べた。EUは、ノルウェーの支持を受け、国家主導の手法と国際協力を組み合わせる段階的手法についてくりかえし発言した。同代表は、国際社会が緩和約束を調査できるようにするには、どのような種類の情報および指標を選ぶか検討する必要があると強調した。

中国は、衡平性が一義的な懸念であると強調し、過去の責任を気候保護のための全締約国参加の組織構成の基礎と為すべきと述べた。イランは、条約および京都議定書の原則および義務は保持されるべきであり、ADPは緩和の重荷を途上国に移すべきでないとし、繰り返し述べた。エクアドルは、適応と緩和の両方への支援における資金目標の重要性を強調し、これらはMRVの対象とすべきだと述べた。

ツバルはLDCsの立場で発言し、約束の多国間での監視を求め、必要な野心レベルを得る上でのボトムアップ手法の適切性に疑問を呈した。チリはAILACの立場で発言し、全ての締約国がその能力に相応する約束をすべきだと主張し、能力が欠けている国には支援が提供されるべきだと主張した。同代表は、資金供与は「法的な性格 (a legal character)」を持つべきだと付け加えた。

スワジランドはアフリカグループの立場で発言し、集約された全体約束、そして各締約国固有の約束が必要だと強調し、次の点を求めた：責任規則；遵守システム；約束のレビューメカニズム。同代表は、国際目標に合わせ各国が貢献度を決定するとの提案を指摘し、各国の国内努力を国際合意の一部に取り入れる方法について検討するよう提案した。



米国は、各国が国内スケジュールに示されたとおりに貢献を国として決定し提示するという「スペクトラム手法」を支持した。同代表は、各締約国はその貢献度とともに、提案した野心レベルへの理解を進めるため、情報を提供すべきだと述べ、協議期間を設けるとの提案を繰り返し述べた。同代表は、緩和貢献を資金供与の条件とすべきでないと指摘した。

フィリピンは、ワークストリーム 2の下では先進国が先頭に立つべきだと強調し、これには京都議定書の第二約束期間に関する改定案の批准での指導力も含まれると述べた。

ブラジルは、CBDRに合致する提案については全体的に合意しているとの見方を示し、各国の気候関連行動と気候以外の関連行動との一貫性を求め、構造改革のみが気候の課題の解決に結び付くと述べたが、先進国が指導的役割を負うことが条件だと述べた。

ガンビアは、ボトムアップ手法は緩和では効果をあげていないとし、トップダウン手法を支持した。

共同議長のDovlandは、国家による約束の決定については「多数の言及があった」と指摘し、この問題について、可能な時間枠の問題も含め、さらに議論することを提案し、ラウンドテーブルを閉会した。

**行動の透明性と支援に関するラウンドテーブル：** 行動の透明性と支援に関するラウンドテーブル (ワークストリーム 1) は木曜日午後に開催された。

インドは、先進国が科学に準じて各国の約束を強めるならば信頼度は高まると強調した。また、資金に関するMRVの枠組みが必要だと強調しつつ、迅速な資金の不足に対する懸念を表明し、一方的な貿易措置の利用に反対した。フィリピンは、資金に関する先進国の約束の透明性が欠如していることに遺憾の意を表明した。南アフリカは、行動よりも成果のレビューを求め、それには科学に準拠した遵守手続きが必要であると述べた。

日本は、各国の決められた約束に基づく努力の範囲 (spectrum) や耐久性、科学に基づく検証制度が必要だと強調した。また、米国の提案への支持を示しつつ、締約国の貢献について検討するための諮問プロセスが必要だと訴えた。

ボリビアは、先進国による強い約束の必要性を強調しながら、京都議定書の法的特徴、アカウントティング・ルール、遵守制度は、新たな合意の基礎とすべきだと示唆した。

サウジアラビアは、透明性に関する行動は、持続可能な開発という責務の下で前進させるべきであるとした上で、これに関するテクニカルペーパーを要請し、気候変動の行動に向けた資金に関するワークショップとテクニカルペーパーを求めた。

シンガポールは、約束のスペクトラムの概念は条約の原則と合致していないとし、ブラジルの支持を受けながら、6月会合での先進国のリーダーシップに関するワークショップの開催を提案した。透明性については、

全ての締約国に適用可能な多国間ルールの枠組みが必要であると主張し、それはカンクンで定められたルールを踏まえるべきだと述べた。

ドミニカ共和国は、CBDRに則り、全ての締約国は、国ごとに異なる排出レベルと能力に応じて、測定・報告・検証可能な行動をコミットする必要があると述べた上で、それぞれの能力に応じて各国の取組みは異なるはずだが、それぞれが法的義務を担うはずだと述べた。

バングラデシュは、誓約を実行する上での透明性を求め、将来のいかなる資金支援もMRVの下で提供されるべきだと述べた。

中国は、透明性に関して、技術、資金及びキャパシティビルディングが優先課題であると特定し、主要課題の特定及び作業を整理するための指標開発；透明性に関する情報を網羅するデータベース作成；検査および検証手続きの策定；利害関係者に情報を通知するためのメカニズム構築等が必要であると指摘した。

EUは、すでに整備されているMRV制度の上に構築すべきだと主張し、緩和ギャップを埋めるために役立つサクセス・ストーリーをよく理解するためのシステムが整備されていないと指摘した。支援の透明性については、実行する上での効率性向上や緩和と適応に関する情報の比較可能性の向上が必要であると強調した。

インドネシアは、共通する利益と差異ある能力を反映するような堅牢な MRVシステムを求めた。

アメリカは、透明性が説明責任を促進するとの見方を示した上で、実施の透明性は、各国の決まった背景を考慮に入れる必要があり、報告に際しては、能力に従って、GHGインベントリや隔年報告書を含む現行の約束に基づくべきであると述べた。また、支援のMRVは互惠的なものであり、途上国も進捗状況を提示できるようにすべきだと述べた。

ノルウェーは、緩和に関する約束の透明性を示す要素としての報告と検証について強調し、各国の進捗状況に関する測定と報告は全ての国の義務とすべきだと述べた。

スワジランドは、アフリカグループの立場から、合意済みの報告プロセスを将来の合意に盛り込むよう求め、“透明性が信頼を醸成する”と述べた。

ケニアは、各国の定められた緩和の約束は、科学に照らして検証されるべきだと述べた。

ボツワナは、透明性の実施が負担となってはいけないと述べ、透明性のパッケージの一部としてキャパシティビルディングが存在しなければならないと主張した。

マリは、約束を定める上で各国の事情は一定の役割があるとしながらも、透明性はトップダウンで、カンクンで合意されたMRVのレジームを土台とするべきだと述べた。

Mauskar共同議長は、全ての締約国に共通して最善を尽くそうとする意欲があるとした上で、その実現方法について収束点を見つける必要があり、いかなるMRVシステムでも理解しやすく実施しやすいものでなければならないと指摘した。

## 2020年までの野心を上げるための現実的かつ成果指向のアプローチ構築に関するラウンドテーブル:

2020年までの野心を上げるための現実的かつ成果指向のアプローチ構築に関するラウンドテーブル (ワークストリーム 2) は、木曜午後に開催された。

ベトナムは、緩和、適応および損失と被害のために自国のリソースを使用していることが持続可能な開発の妨げになっていると述べ、気候資金向けの効果的な管理ツールを求めた。タイは、多国間ルールを尊重し、ユニラテラルな措置を撤廃させる必要があると指摘した。

サウジアラビアは、化石燃料補助金が持続可能な開発の前進に役立っていると強調した上で、こうした補助金対策の諸提案が先進国から途上国に負担を転嫁させるための口実として利用されているとして懸念を表明した。また、対応措置について検討する必要性を指摘するとともに、改正京都議定書を即時批准し、野心を引き上げ、第二約束期間の参加国を拡大させるべきだと強調した。

セネガルは、技術ニーズ評価のプロセスについて賞賛を送りつつも、プロジェクト実施段階になると必要な資金が整わないことが残念だと述べた。インドネシアは、低炭素開発戦略は実施手段によって十分にサポートされなければならないと述べた。

パプアニューギニアは、REDD+が2020年までのギャップを埋める主要措置であると認識するCOP 19決議を要請し、6月に森林部門のワークショップを開催することを提案した。ブラジルは、すでにSBI、SBSTA および COPでREDD+は議論されているとし、ADPでのREDD+論議は不要であると示唆した。

ナウルは、AOSISの立場から、6月会合で再生可能エネルギーと省エネを集中的に扱い、各国の意見提出とテクニカルペーパー作成の前に、成功した革新的な政策リストを作成するよう求めた。また、COP 19に於いて、これらの問題に関する技術的な作業部会を設け、再生可能エネルギーと省エネに関する閣僚会合を開催することを求めた。

EUは、ADPがもっと具体的な作業に移行し、新たなプレッジを打ち出すためのインセンティブに関する議論を行う必要があると指摘した。オーストラリアは、全ての国がプレッジを行うべきであるとし、すでにプレッジを行っている国々はさらに強化することを検討すべきだと強調した。また、COP 19で野心を積みあげるべく閣僚参加案を支持し、MRVが必須であることを明確にするための作業を特定した。

インドは、2020年までのギャップを埋めるには、附属書 I 国の約束の妥当性を検証することがカギとなると指摘した。また、航空部門の排出を対象とするものも含め、ユニラテラルな措置を避ける必要があると強調し、HFCをオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づいて対処することには反対の意を示した。

フィリピンは、議定書の適応基金の行く先が見えないと嘆き、成果に基づくアプローチは適応に妥当ではないと強調し、台風発生後に2000の団体ではなく1000の団体が存在していることが果たして良い成果と言えるのか疑問だとしながら、“ニーズに基づいたアプローチ”を求めた。

スイスは、特に気候政策の経験や各国の環境の改善、資金や技術の動員に関する方策についての情報交換を求めた。また、利害関係者の関与の重要性を強調し、化石燃料の補助金やバンカー燃料、REDD+、農業、エコラベル等が検討に値する興味深い分野であると指摘した。

**ワークストリーム 1終了・総括のためのラウンドテーブル:** ワークストリーム 1終了・総括に関するラウンドテーブルは、金曜午前に開催された。

Mauskar共同議長は、2015年合意に関する共通基盤として、以下の分野があると強調した。すなわち、条約の諸原則の適用; 必須要素としての適応; 資金・技術・キャパシティビルディングによる適応及び緩和の行動強化の実現; 各国の事情を勘案しつつ、全ての締約国が貢献すること等である。また、特に、締約国は、国際ルールの指針の下、条約の諸原則に基づき、国内行動と国際協力を強化する必要があるということに合意し、それは行動に関するコンサルティングや調整・評価を行うためのプロセス; 透明性および説明責任の確保; インセンティブおよび支援の提供; 科学に基づく全体の成果に対する定期的な検証等と併せて実施すべきであると指摘した。また、共通基盤のリストについては、6月のADP 2再開会合のために議長権限で作成予定の共同議長の非公式メモに添付すると述べた。また、共同議長のメモの中に進行方法についての提案を盛り込む予定であることを示し、参加者に対して、COP 19向けの成果文書の準備を始める必要があるとリマインドした。ナウルは、AOSISの立場から、2つのワークストリームでの議論は今後も別個のものであるべきで、それぞれに十分な時間を振り当てることが必要だと述べた。東ティモールは、コンタクトグループ2つが必要であるとのAOSIS案を支持した。サウジアラビアは、ADPの全セッションを通じて1つのコンタクトグループがあれば良いと主張した。東ティモールは、新合意と損失と被害に関する新たなメカニズムとの相関関係について議論する必要があると指摘した。

フィリピンの支持を得て、ウガンダは、負担の分担に関する1997年ブラジル提案を想起し、事務局に対して、ブラジル案を振り返り、どのような形でブラジル提案の要素が2015年合意に盛り込めるか検討することを要請した。一方、ブラジルは、この提案の作成に携わった専門家と密に連携して作業をしていると述べ、BASICの枠内で最近作成した同提案に関するペーパーについて言及し、事務局が同ペーパーを提供するよう依頼した。ニュージーランドは、ブラジル提案はSBSTAの作業計画の下で議論されていて、事務局によって提供される情報の中でも結論が入るはずだと述べた。

ノルウェーは、緩和の約束をいかに新たな合意の中に反映するか、実施を実現するための最善策は何か、新たな科学的知見を考慮するべく合意をいかに対応させるべきか、新たな合意に行動の透明性強化をどのように反映させるべきか等といった課題を追加で検討することを提案した。

ガンビアは、緩和の野心を上げるとともに実施にふさわしい手段の提供を確実にするためには、ワルシャワの閣僚会合と併せて、9月に別のADP会合を設けることが不可欠であると強調した。

南アフリカは、共通基盤が特定されている分野への対応; 提案された約束のタイプの理解促進; 緩和・適応・実施手段の全てを確実に検討すること等について支持した。タンザニアは、途上国に提供される実施の手段に関して、“ニーズに基づくアプローチ”を支持した。

インドは、各国の状況によって定められた先進国の緩和への貢献が、米国が提案するような形で、どのように2020年までの野心ギャップ対策につながっているのか明確ではないとし、資金と技術の供与に向けた明確な里程標が必要であると強調した。

EUは、京都議定書改正の批准を早めるために現在行っている取組みについて述べ、2013年1月1日以降の第二約束期間の下で約束が履行されていることを強調した。

シンガポールは、各国で定められた行動および行動様式の強化; 国際的に合意されたルール及びモダリティの強化; 実施の手段といったテーマ群を中心として6月の作業を構成することを提案した。中国は、6月の専門家とパネリスト選考ならびに取り上げるトピックに関してはバランスを考慮すべきであり、技術移転や資金、キャパシティビルディングについて検討することを提案した。また、ブラジル提案を検討することを含め、衡平性に関するワークショップ開催を支持した。スワジランドは、アフリカグループの立場から、適応の約束について6月のワークショップ開催を求めた。ネパールは、LDCの立場から、各国が定めた約束は気候システム保護に向けた行動の水準に届かない可能性があるとして、2つのワークストリームのために別々のコンタクトグループを設置することを求めた。

**ワークストリーム 2 閉会・総括のためのラウンドテーブル:** ワークストリーム 2 閉会・総括のためのラウンドテーブルが金曜午前に開催された。

京都議定書改正の批准や現在の誓約から各種条件設定を解除する案などを含め、さまざまな意見についてDovland共同議長が振り返り、市場および市場以外のアプローチを奨励した。プレッジを提出する国の数の引上げについて、NAMA未提出の途上国に対して、NAMAが国際的な支援を受けられることを理解してNAMAを提出するよう求めた。さらに、短寿命気候汚染物質や新技術; 省エネ; 再生可能エネルギー; 低排出開発戦略の実施等についても対応することに締約国が関心を抱いていると述べた。また、環境整備; 実施手段へのアクセス提供; 途上国に対する安価な技術提供; コベネフィットを要請する声についても認識した。実

施の障害については、不十分な実施手段; 高い資本コスト; 国内政策における不十分な気候変動戦略の位置づけ; 政治的関与の欠如などがあると強調した。6月会合で議論する分野としては、再生可能エネルギー及び省エネ; 土地利用の機会; 気候ファイナンスと気候にやさしい投資の促進; 各国の行動を強化するための国際協調によるイニシアティブの役割; 実施手段のアクセス強化を挙げた。

マレーシアは、有志途上国グループ (LMDC) の立場から、作業は条約の諸原則を基礎とすること; 先進国は2014年4月までに京都議定書改正を批准すること; 京都議定書の締約国ではない先進国は同時期までに比較可能な取り組みを提出すること等を要請した。ニカラグアは、ALBAグループの立場から、毎回のADP会合時に京都議定書改正の状況について情報セッションを開催すること; 実施手段のMRVの整備と資金に関するコンタクトグループの設置などの案を支持した。

サウジアラビアは、成果指向のアプローチについて強調するとともに、総合的な対応の必要性と特定セクターを除外せずに経済全般に適用されるアプローチの採用が必要であると主張した。また、緩和の持続可能な開発への影響に関するワークショップを提案した。イランは、化石燃料に関する技術移転を含め、技術移転に関するワークショップ開催を支持した。ナイジェリアは、ワークストリーム 2でREDD+を野心引上げの一手段として検討することを提案した。

中国は、6月の議論では、先進国が議定書の第二約束期間に自国の約束の高い方の目標に移行する場合に設定された条件の撤廃問題に特化すべきであると強調した。

ナウルは、AOSISの立場から、先進国がリードして資金を拡充し、もっと集中した議論を行う必要があると指摘した。さらに、再生可能エネルギーや省エネによる機会を除外せず、楽に達成できる緩和ポテンシャルに焦点をあてることを提案した。フィリピンの支持を受け、南アフリカは、セクター別アプローチに反対し、それよりも総合的なアプローチを講じる必要があると強調するとともに、ワークストリーム 2の成果がワークストリーム 1にいかに関連しているか理解する必要があると主張した。

インドネシアは、集中的な議論の必要性を強調し、省エネと再生可能エネルギーが野心レベルの引上げの鍵となると述べた。スイスは、EIGの立場から、ADP 2で浮上している合意点について歓迎し、気候資金、再生可能エネルギー及び省エネを含む、具体的なテーマ分野について作業するよう参加者に促した。

ブラジルは、バリ会議以降、京都議定書に基づき発足した制度が機能していることを示す必要があると示唆し、ワークストリーム 2がこれらの諸制度に立脚し、その他の利害関係者も関与させるべきであると指摘した。

ノルウェーは、EUとノルウェーが2013年1月1日以降、改正京都議定書を履行していると強調し、他の国々も批准手続きを進めるよう促した。また、REDD+、HFCs、省エネ及び再生可能エネルギーに関する行動が

必要だと強調した。さらに、ワルシャワのCOP 19での野心を引き上げるための閣僚会合への支持を示した。EUは、資本投資の先行投資コストや農業、森林、その他の土地利用の面での進展が必要だと強調した。

パプアニューギニアは、現在議論されている他の要素に比べてREDD+の議論は成熟していると強調し、2020年までのギャップを埋めるために役立つ潜在力の定量化が必要であると特定した。

東ティモールは、ADPの議論とSBI/SBSTAの資金に関する議論をリンクさせる必要があり、すでに整備されている諸制度の運用を強化させる必要があると強調した。スワジランドは、京都議定書に基づく附属書 I 国の野心引き上げと途上国による資金へのアクセスの実現が必要であると強調した。

## 閉会プレナリー

ADP閉会プレナリーは金曜午後に開催された。Dovland共同議長は、5日間に及び2つのワークストリームで行われた“集中的な作業”について留意した。また、共同議長は4月会合の非公式メモと6月の作業計画を作成し、ファシリテーターは各ワークショップのレポート作成を行い、追ってUNFCCCウェブサイトにて文書を提供する予定だと述べた。また、会合中の利害関係者向けの特別イベントについても注意を喚起し、とりわけ衡平性に関する参照枠組み； 閣僚の関与； 地方政府の行動計画； ジェンダーに配慮した政策； および先住民の権利の認識などの分野での具体的な提案について言及し、6月中に改めて利害関係者向けの特別イベントを開催して、利害関係者の参加を促すと述べた。

6月のADP 2再開会合で討議されるテーマについて、Dovland共同議長は、ワークストリーム 1では、各種の強化された行動や約束の種類； トップダウンとボトムアップの要素の効果的な統合方法； 野心を担保するための多国間ルールに基づくレジーム強化策などのアイデアを挙げた。また、強化された行動や適応支援； 緩和努力が適応ニーズにインパクトを与えるための方法； 2015年合意が現行の制度的なアレンジに対してどのように価値を与えられるかといった問題についてさらに模索していく必要があると指摘した。

Mauskar共同議長は、6月のワークストリーム 2の議論のテーマとして、再生可能エネルギーと省エネが低排出開発への移行に果たす役割； 気候ファイナンスと気候投資の誘導； 土地利用における緩和と適応の機会拡充； 国際協調イニシアティブ； 条約に基づく関連制度が実施手段へのアクセスを向上させるための方策； 緩和の野心強化のための作業をいかに政治的関与によって促進できるか等の案を挙げた。

中国は、4月および6月会合は一体で不可欠であると強調し、サウジアラビアは、ワークストリーム 2の下で取り上げられる特定のエネルギー部門以外の部門も議論する必要があると指摘した。

Mauskar共同議長は、締約国による価値ある貢献に謝意を示し、午後3時42分にADP 2の中断を宣言した。

## ADP 2の簡単な分析

*“Let your dreams be bigger than your fear and your actions speak louder than words”*

「恐れよりも大きな夢を持って。言葉よりも行いは雄弁なり」

Katarzyna Snyder ポーランド次期COP 19議長

### やるべき事は多すぎて、時間はあまりに少ない

2012年カタール・ドーハで開催された最新のCMP会合で、2020年までに附属書 I 国が1990年比で平均18%の排出削減を行うことを明言させた第二約束期間を設定するべく、京都議定書の改正が採択された。しかし、現在、第二約束期間でカバーされているのは世界の排出量の15%だけであり、附属書 I 国の京都目標と条約に基づく先進国と途上国のボトムアップによる誓約目標を合わせても、世界の気温上昇を2°C未満に抑制するには不十分であることは今や明白である。排出ギャップに関する2012年のUNEP報告書によると、2020年までにもっと野心的な行動が講じられない場合、この 2°C目標は未達に終わる可能性がある。

ドーハに於いて、「条約の下での長期的協力の行動のための特別作業部会」および「京都議定書の下での附属書 I 国の更なる約束に関する特別作業部会」が共に作業を完了したことを受け、いまは全ての視線が、残る「強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会 (ADP)」に注がれている。ADPには、(1) 条約の下で全ての締約国が参加する新たな法的枠組みを2015年までに構築し2020年までに発効、(2) 2020年までの野心ギャップを埋める、という2つの目標を完了させるという多大なる責務がある。この簡単な分析の中では、ボン会合中に寄せられた期待や新たな進展に焦点をあてながらUNFCCC全体のプロセスの中で今次会合がどのように位置づけられるのか見ていきたい。

### スポンジに水を注いで

すでにADPでは、2012年のバンコク会議やドーハ会議で定められた議題について広範かつ全般的な意見交換が行われている。そこで、締約国にとって、ADP 2のゴールは“それぞれの取組みを強化し、ADPの作業を確実に次の段階に持っていけるようにすること”であった。換言すれば、2015年合意の実質的な要素に関してもっと踏み込んだ議論に入り、2020年までの緩和の野心を強化するための現実的なアプローチを採用する作業に移行することが締約国に期待されていたのである。ドーハで合意されたように、こういった概念的な作業が2014年のCOP 20で審議されるADP交渉テキストに反映されることになる。

ADP第2回会合の第1セッションは、一連のラウンドテーブルやワークショップを中心に構成され、各国の審議を補助するための専門家や関係者も巻き込んで作業をすることも目的とされた。一方、ドーハ会議では2015年合意と2020年までの野心に関する議論が重複する場面も多く、ボン会議では2つのワークストリーム



がはっきりと区別された。間違いなく2つのワークストリームには強い関連性があり、2015年合意の成否は2020年までの野心ギャップ克服に向けて野心的な成果を出せるかということに懸かっていると多くが認識しているものの、より集中的な議論ができるようにするためには、2つのワークストリームを切り離しておくべきだと多くの締約国は考えている。

したがって、今次ボン会合では、例えば、2015年合意で盛り込む可能性のある主要要素や2020年までの更なる緩和行動が講じられるようなセクターに関する具体的な提案を集め、将来の議論のたたき台をつくることが目的とされた。こうした全体の雰囲気は、2013年が締約国と共同議長が意見やアイデアを集める“スポンジのような1年”になると称し、“そのスポンジに水を注ぐ”よう関係者に促したUNFCCCのChristiana Figueres事務局長のコメントに反映されるが、一方で事務局長はADPはすでに作業完了までに割り当てられた時間の3分の1を費やしていると言及し、“今は哲学を論議する段階ではなく、具体的な提案について意見を出し合うときだ”と釘を刺した。

## ADP 2: 会合への期待と“デザイン”

4月セッションの雰囲気はおおむねポジティブなものであった。議論は“建設的”で“実り多い”ものだったと多くの参加者が指摘していて、楽観的な気分は続いていた。2015年合意については、スコープと構造、デザイン等を含めた主要な要素について、共同議長が締約国の意見を求めた。議論は、緩和や適応から透明性、実施手段といった幅広いテーマに及んだ。重要な議論の一つとなったのが、緩和約束のデザイン（設計）に係る手段であった。特にボトムアップ・アプローチを主張するアンブレラグループ、そしてトップダウン・アプローチを主張する途上国、EUや一部の先進国などの対立など、AWG-LCAの交渉中に締約国を分断させることになった緩和ギャップを埋めようとする動きが一部で今次会合から見られた。

ADP 2では、各国が選択できる約束のスペクトラムや、気候科学に準じて全体の野心を担保するためのメカニズム等に関する意見が先進国から出された。一方、途上国側からは、元々1997年に発表されたブラジル提案を再考し、排出量の推移よりも気温上昇に対する過去の負の貢献度をベースに緩和行動を割り当てることを目指す案を支持する意見が出された。トップダウン型の京都議定書では全ての国の参加が誘導できず、コペンハーゲン以降、ボトムアップの考え方が主流となって野心のレベルが不十分なものとなってしまったことから、まだ初期段階に過ぎないものの、そうした考え方について議論することは不可欠であるというムードが形成された。金曜日にFigueres事務局長が行った記者会見では、緩和約束の詳細な設計ではないが、国際、国内、および国内小地域レベルでの行動を協調させる必要があり、各国の事情に合わせて異なる約束のタイプを利用する必要があるという点で意見の集約が見られつつあると指摘した。

条約の諸原則、特に衡平性と「共通だが差異ある責任及び各国の能力」については、ADPのマンデートとしては明確に言及されているわけではないが、多くの締約国はこれらの諸原則がADPの作業の中核になると

考えている。多数の途上国がADPの作業は条約に照らして行うものであり、したがって条約の諸原則が適用され、再解釈は成されるべきではないと強調する中で、先進国とAILACグループを含む一部の途上国は、条約の柔軟な解釈と2015年合意の下で「共通だが差異ある責任」がどのように全ての締約国の約束に適用させるべきか検討することを求めた。

もしもコペンハーゲン及びカンクンで締約国が定めた2°C目標を達成しようとするならば、ADP 2でのワークストリーム 2の作業が急務であることは明白だった。大気中GHG濃度が現在399.72 ppmと上昇の一途を辿り、400 ppmの閾値超えも間近であると最新データが示している。IPCCによると、2°C目標は大気中GHG濃度を445-490 ppm で安定化させることを意味する。一部のNGOは、ワークストリーム 2の議論が警鐘を鳴らしている情報に対応しておらず、新たな政策や取組みについて議論する場というよりも、各国が現在行っている“輝かしい事例” 紹介の場になっているとクレームをつけた。

まだ批准手続きを受けておらず、ドーハでの京都議定書改正の実現が遅々として進まないことが途上国にとって大きな懸念のひとつであるが、それでも2020年までのギャップ問題の解決策については幾つかの提案が出された。第二約束期間に参加するEUをはじめとする国々は、しかし、正式な批准プロセスは未だ進行中ではあっても2013年1月以降、自らの約束を履行してきたと主張した。

野心ギャップを埋める追加的な気候政策については、再生可能エネルギー、省エネ、化石燃料補助金およびハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)への関心を高める案が出された。REDD+や土地利用関連の活動については、ギャップ解決に貢献する可能性のある分野であると示唆された。土地利用をベースとした緩和の機会について取り上げられたのは、ADPでは今回が初めて。土地利用分野はGHG排出量の3分の1を占めているものの、緩和対策としてはさまざまな見解が存在することが議論で明らかになった。REDD+は最初の予想よりもはるかに高いコストがかかる為、国際的にどのように履行されるのか未だ明確ではなく、いくつかの途上国は緩和の観点から農業を検討することに反対を唱え、ブラジルとノルウェーとの意見の応酬が示したように、先進国による第3国での行動支援は各国の他のセクターでの緩和の取組みの回避につながりかねないという懸念もみられる。

結局、両ワークストリームで重要な役割を担ったトピックは、資金、技術移転やキャパシティビルディング等の実施手段に関するものだった。多くの途上国は、先進国が条約の下での資金や技術移転に関する約束を十分に履行していないとして苛立ちを露わにし、緑の気候基金が十分な資金源を充当されず、「中身の無い殻」だけの状況であると失望感を示した。ワークストリーム 1では、資金と適応に関する目標を2015年合意に盛り込むよう要請が出された。逆に、先進国は、途上国ではカンクンで発足した制度組織に立脚すべきであり、適切なる規制枠組みや政策枠組みが必要とされていると強調し、途上国からの要請を限定した。

## 1か月のうちにボンに戻って

それでは、4月会合は期待値に到達したのだろうか？ 2015年合意と2020年までの野心については正直なところ、より具体的なステップが必要ではあるが、ボンで前向きかつ建設的な議論ができたという共通認識が見えた。6月会合迄あと1か月に迫る中で、4月のセッションはADPの船出に追い風となったと大方の参加者は楽観的であった。

ラウンドテーブルやインセッション・ワークショップという会議のスタイルも、風通しの良い率直な意見交換にふさわしく、いくつかの締約国は今後よりカッチリした雰囲気での議論に移行することに前向きな姿勢を示し、ADPの下でコンタクトグループを設置しようという共同議長提案を支持した。他方、現時点ではコンタクトグループの設置に及び腰な国々もあったと伝えられるが、これはADPが事実上、交渉モードに突入したということを示唆するものだ。また、2つのワークストリームでの諸問題に対応するために設置するコンタクトグループの数について、1つか、あるいは複数が必要なのか、一部の締約国が意見を交換した。共同議長は手堅くコンタクトグループの設置数に関する決議を6月会合へ先送りしたのだが、これが争点になるのではないかと不安視する声もあった。

閉会のプレナリーは珍しく早い時間に終了。多くの参加者が感じているように、6月会合の仕事はより集中的な作業に入るため前進を続けることであり、おそらくは、一部が希望するように、2015年合意や2020年までの野心について、できるだけ早期に具体的なテキスト草案作業に入ることだろう。2020年までの野心に関する限り、低排出開発における再生可能エネルギーや土地利用における緩和・適応の機会、国際協調イニシアティブ等の多くの課題は今後検討していく価値のあるテーマであり、共同議長が思い描いているような成果指向のアプローチを維持することが必要だ。

いくつかの問題については意見の収斂が見られたものの、今回の4月会合では非常に限られた時間の中で多くの作業は山積みだという感が根強く残された。残された交渉期限まで 19か月。ADPは、決してAWG-LCAの焼き直しではなく、たとえ明瞭な形になっていなくとも野心的なマンデートを実現できる組織であることを示すようプレッシャーがかかっている。

## 今後の会議スケジュール

**第1回気候技術センター・ネットワーク (CTCN) 諮問委員会:** 今回の会合では議長および副議長の選出、運営方式や手続き規則の採択ならびに第2回諮問委員会の議題設定などが行われる予定。オブザーバー参加可。

**日程:** 2013年5月14-15日 **開催地:** デンマーク・コペンハーゲン **連絡先:** UNEP事務局 **email:**

**Myriam.Arras-Nobecourt@unep.org** **www:** <http://www.unep.org/climatechange/ctcn/>

**ICAO 航空と気候変動に関するシンポジウム:** ICAO加盟国とその他の関係者の中で、環境と航空に関する対話を促すことを目指したシンポジウム。2013年9月に予定される第38回ICAO総会の事前会合でもある。

**日程:** 2013年5月14-16日 **開催地:** カナダ・モントリオール **連絡先:** Vanessa Muraca **電話:** +1-514-954-8219、  
外線 8243 **fax:** +1-514-954-6744 **email:** green@icao.int **www:**

<http://www.icao.int/Meetings/Green/Pages/default.aspx>

**UNGA テーマ討議: 気候変動、グリーンエネルギー、水の持続可能性:** 第67回国連総会 (UNGA)では、気候変動、グリーンエネルギー、および水の持続可能性といったテーマが討議される。 **日程:** 2013年5月16

**日 開催地:** ニューヨーク国連本部 **www:** <http://www.un.org/en/ga/president/67/>

**第4回防災グローバル・プラットフォーム会合:** 第4回会合の目的は、全員参加による恒久的で持続的な取り組みに弾みをつけ、防災と復興力の強化のために共通の責任意識をもたせることであり、小島嶼開発途上国に関するイベントも開催される。 **日程:** 2013年5月19-23日 **開催地:** スイス・ジュネーブ **電話:**

+41-22-91-78861 **fax:** +41-22-91-78964 **email:** globalplatform@un.org **www:**

<http://www.preventionweb.net/globalplatform/2013/>

**森林製品と未来のための技術:** ロシアの森林および同国の森林部門の近代化に必要な技術を検証するセミナー。気候変動の緩和および持続的な木材製品やバイオマス燃料に関連するロシアの森林の潜在力について模索する。 **日程:** 2013年5月22-24日 **開催地:** ロシア・サンクトペテルブルク **連絡先:** Tatyana

Yakusheva **電話:** +7-499-615-99-25 **email:** tnanaeva@gmail.com **www:**

<http://www.unece.org/index.php?id=32202>

**土壌炭素貯留: 気候、食料の安全保障、生態系サービスのためのソリューション:** 土壌の有機カーボン類の保全と貯留の重要性が高まる中、様々な土地のタイプや土地利用に応じたwin-winのメリットを模索するカンファレンス。 **日程:** 2013年5月26-29日 **開催地:** アイスランド **連絡先:** 運営委員会 Andres Arnalds

**email:** arna@land.is **www:** <http://scs2013.land.is/>

**第73回CDM理事会会合:** クリーン開発メカニズム(CDM)の運営に関する諸問題を扱うCDM理事会・第73回会合。 **日程:** 2013年5月27-31日 **開催地:** ドイツ・ボン **連絡先:** UNFCCC事務局 **電話:** +49-228-815-1000

**fax:** +49-228-815-1999 **email:** secretariat@unfccc.int **www:**

<http://cdm.unfccc.int/Meetings/MeetingInfo/DB/GYXC7S6BWTQURDE/view>

**第5回再生可能エネルギー拡大プログラム (SREP)パイロット国会合:** パイロット国や予備国に対して、プロジェクトの最新状況についての情報を共有する基盤を提供し、エネルギーのアクセスの結果やプロジェクトの実績、民間部門の関与などの監視・報告に関する分野に焦点をあてる会合。 **日程:** 2013年5月28-30日 **開**



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - April 2013  
<http://www.iisd.ca/climate/adp/adp2/>



一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

**催地:** モルディブ・バンドス島 **電話:** +1 202 458-1801 **email:** cifadminunit@worldbank.org **www:**  
<https://www.climateinvestmentfunds.org/cif/content/srep-pilot-country-meetings>

**カーボンEXPO: 国際炭素市場カンファレンス:** Fira Barcelona、国際排出量取引協会(IETA)、世界銀行共催による国際会議・展示会。日程: 2013年5月29-31日 **開催地:** スペイン・バルセロナ **連絡先:** Lisa Spafford、IETA **電話:** +41-22-737-0502 **email:** spafford@ieta.org **www:** <http://www.carbonexpo.com/>

**第5回東京国際アフリカ開発会議(TICAD V):** “ダイナミックなアフリカのために手を携えて” をテーマに経済成長やミレニアム開発目標 (MDG)、平和と優れたガバナンスの統合、気候変動などの課題を取り上げる。日程: 2013年6月1-3日 **開催地:** 日本・横浜 **連絡先:** Shigeki Komatsubara **電話:** +1-212-906-5926 **email:** shigeki.komatsubara@undp.org **www:** <http://www.ticad.net/ticadv/index.html>

**UNFCCC補助機関会合:** 次回のUNFCCC補助機関会合は2013年6月に開催。日程: 2013年6月3-14日 **開催地:** ドイツ・ボン **連絡先:** UNFCCC事務局 **電話:** +49-228-815-1000 **fax:** +49-228-815-1999 **email:** secretariat@unfccc.int **www:** [http://unfccc.int/meetings/upcoming\\_sessions/items/6239.php](http://unfccc.int/meetings/upcoming_sessions/items/6239.php)

**CDMのモダリティーと手続きの検証に関するUNFCCCワークショップ:** 締約国によるCDMの手順や手続きに関する点検作業を円滑化するためのワークショップで、CMP 8での要請により補助機関会合中に開催される。日程: 2013年6月8-9日 **開催地:** ドイツ・ボン **連絡先:** UNFCCC事務局 **電話:** +49-228-815-1000 **fax:** +49-228-815-1999 **email:** secretariat@unfccc.int **www:** [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**第32回共同実施(JI)監督委員会:** 第32回JI監督委員会では、共同実施(JI)について討議する。日程: 2013年6月17-18日 **開催地:** ドイツ・ボン **連絡先:** UNFCCC事務局 **電話:** +49-228-815-1000 **fax:** +49-228-815-1999 **email:** secretariat@unfccc.int **www:** [http://ji.unfccc.int/Sup\\_Committee/Meetings/index.html](http://ji.unfccc.int/Sup_Committee/Meetings/index.html)

**第44回GEF評議会会合:** GEFの中心分野における地球環境のメリットとなる新プロジェクトの採択やGEF事務局や関連機関への指針提供を目的として、地球環境ファシリティ(GEF)評議会は年2回開催される。日程: 2013年6月18-20日 **開催地:** 米国・ワシントンDC **連絡先:** GEF 事務局 **電話:** +1-202-473-0508 **fax:** +1-202-522-3240 **email:** secretariat@thegef.org **www:** <http://www.thegef.org/gef/content/gef-44th-council-meeting>

**グリーン経済におけるREDD+ グローバル・シンポジウム:** 途上国における森林の減少及び劣化による排出の削減に関する国連協力プログラム(UN-REDD)主催で、REDD+ を持続可能な開発やグリーンエコノミーと連携させるパイロット活動から得られた教訓を検証する。日程: 2013年6月19-21日 **開催地:** インドネシ



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - April 2013  
<http://www.iisd.ca/climate/adp/adp2/>



一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

ア・ジャカルタ 連絡先: John Prydz email: John.Prydz@unep.org www:

[http://www.un-redd.org/REDD\\_in\\_Green\\_Economy\\_Global\\_Symposium/tabid/105931/Default.aspx](http://www.un-redd.org/REDD_in_Green_Economy_Global_Symposium/tabid/105931/Default.aspx)

**モントリオール議定書締約国第33回オープンエンド作業部会:** モントリオール議定書の実施に関する諸問題を検討するため、第25回締約国会合(MOP25)の準備会合として開催。日程: 2013年6月24-28日 開催地: タイ・バンコク 連絡先: Ozone 事務局 電話: +254-20-762-3851 fax: +254-20-762-0335 email: ozoneinfo@unep.org www:

<http://conf.montreal-protocol.org/meeting/oewg/oewg-33/presession/default.aspx>

**第6回技術執行委員会:** UNFCCC第6回TEC会合では、新技術要約の作成に関する進捗状況や条約の内外でのさらなる取組みの可能性、利害関係者の参画の強化や、TECのその他の作業継続について検討する。日程: 2013年6月26-28日 開催地: ドイツ・ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999 email: secretariat@unfccc.int www: [http://unfccc.int/ttclear/pages/tec\\_home.html](http://unfccc.int/ttclear/pages/tec_home.html)

**第5回アフリカ・カーボンフォーラム:** アフリカへの炭素投資のための情報共有の場となる業界見本市。アフリカでの低炭素開発へのアクセスを促進するための手段を検討する。日程: 2013年7月3-5日 開催地: コートジボワール・アビジャン 連絡先: Emilie Wieben email: acf@risoe.dtu.dk www: <http://africacarbonforum.com/2013/english/>

**国際水文科学協会 (IAHS)・国際海洋物理科学協会(IAPSO)・国際地震学及び地球内部物理学協会 (IASPEI)合同総会:** この科学学会では各種シンポジウムも開催。テーマとしては、海洋混合や地域別海洋、海洋観測および気候変動、気候及び水文学における地表変化、気候変動下の寒冷山岳地における水文系、水量及び水質の評価分析、変化する世界における淡水の水質問題に対する理解、土壌及び水中の生態系間の相互作用、適応する水資源管理、途上国における水文学教育及びキャパシティビルディング等。日程: 2013年7月22-26日 開催地: スウェーデン・ヨーテボリ 連絡先: 会議事務局 電話: +46-31-708-60-00 fax: +46-31-708-60-25 email: iahs.iapso.iaspei2013@congreg.com www: <http://iahs-iapso-iaspei2013.com/iahs---iapso---iaspei/5866/Page.aspx>

**第74回CDM理事会:** クリーン開発メカニズム(CDM)の運営に関する諸問題を扱うCDM理事会・第74回会合。日程: 2013年7月22-26日 開催地: ドイツ・ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999 email: secretariat@unfccc.int www: <http://cdm.unfccc.int/calendar/index.html>

**第30回共同実施(JI) 認定パネル:** JI認定パネルは独立機関の認定に関する議題を討議するため開催される。日程: 2013年8月22-23日 開催地: ドイツ・ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999 email: secretariat@unfccc.int www: <http://ji.unfccc.int/index.html>



Earth Negotiations Bulletin  
Bonn Climate Change Conference - April 2013  
<http://www.iisd.ca/climate/adp/adp2/>



一般財団法人 地球産業文化研究所  
<http://www.gispri.or.jp>  
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

**第75回CDM理事会:** クリーン開発メカニズム(CDM)の運営に関する諸問題を討議するためのCDM理事会・第75回会合。日程: 2013年9月23-27日 開催地: ドイツ・ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999 email: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: <http://cdm.unfccc.int/calendar/index.html>

**IPCC第1作業部会総会およびIPCC-36:** 第5次評価報告書 (AR5) の承認をめざすIPCC第1作業部会の総会が 2013年9月に開催され、続いて、AR5に対する第1作業部会の報告を承認するIPCC-36が開催される。日程: 2013年9月23-26日 開催地: スウェーデン・ストックホルム 連絡先: IPCC事務局 電話: +41-22-730-8208 fax: +41-22-730-8025 email: [IPCC-Sec@wmo.int](mailto:IPCC-Sec@wmo.int) www: [http://www.ipcc.ch/scripts/\\_calendar\\_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI](http://www.ipcc.ch/scripts/_calendar_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI)

**第33回共同実施(JI) 監督委員会:** 第33回 JI監督委員会では共同実施について討議する。 日程: 2013年10月3-4日 開催地: ドイツ・ボン 連絡先: UNFCCC事務局 電話: +49-228-815-1000 fax: +49-228-815-1999 email: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) www: [http://unfccc.int/meetings/unfccc\\_calendar/items/2655.php](http://unfccc.int/meetings/unfccc_calendar/items/2655.php)

**CBD SBSTTA 17:** 海洋および沿岸部の生物多様性、生物多様性と気候変動、およびIPBESとの連携などのテーマを中心に討議される予定。日程: 2013年10月14-18日 開催地: カナダ・モントリオール 連絡先: CBD事務局 電話: +1-514-288-2220 fax: +1-514-288-6588 email: [secretariat@cbd.int](mailto:secretariat@cbd.int) www: <http://www.cbd.int/doc/?meeting=SBSTTA-17>

**IPCC-37:** 第37回気候変動に関する政府間パネル総会 (IPCC 37) では、2つの方法論に関する報告書(「2006年IPCC国別GHGインベントリーガイドラインに対する2013年追補:湿地」と「京都議定書に基づくLULUCFからのGHG排出量及び除去量算定に関する優れたグッド・プラクティス・ガイダンス」)が検討される予定。日程: 2013年10月14-18日 開催地: グルジア 連絡先: IPCC事務局 電話: +41-22-730-8208 fax: +41-22-730-8025 email: [IPCC-Sec@wmo.int](mailto:IPCC-Sec@wmo.int) www: [http://www.ipcc.ch/scripts/\\_calendar\\_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI](http://www.ipcc.ch/scripts/_calendar_template.php?wg=8#.UYPBCBxBgrI)

**第3回国際海洋保護区会議:** 国際海洋保護区 (MPAs)に関する第3回会議では、様々なイニシアティブを通じた協力を促進するための行動を定義し、気候変動や貧困撲滅、資源共有など世界が直面する課題について新たな視点で考察することを目指す。日程: 2013年10月21-27日 開催地: フランス・マルセイユ及びコルシカ 連絡先: IUCN email: [info@impac3.org](mailto:info@impac3.org) www: <http://www.impac3.org/en/>

**モントリオール議定書第25回締約国会合:** MOP 25では不可欠用途申請等を含む多くの議題を検討予定。日程: 2013年10月21-25日 開催地: タイ・バンコク 連絡先: オゾン事務局 電話: +254-20-762-3851 fax: +254-20-762-4691 email: [ozoneinfo@unep.org](mailto:ozoneinfo@unep.org) www: <http://ozone.unep.org>

**第76回CDM理事会**：クリーン開発メカニズム(CDM)の運営に関する諸問題を討議するためのCDM理事会・第76回会合であり、UNFCCC第19回締約国会議 (COP 19) と並行する形で開催される。 **日程**: 2013年11月4-8日 **開催地**: ポーランド・ワルシャワ **連絡先**: UNFCCC事務局 **電話**: +49-228-815-1000 **fax**: +49-228-815-1999 **email**: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) **www**: <http://cdm.unfccc.int/calendar/index.html>

**UNFCCC第19回締約国会議 (COP 19)**: ポーランド・ワルシャワで開催されるCOP 19、CMP 9、ADP、およびSB会合。 **日程**: 2013年11月11-22日 **開催地**: ポーランド・ワルシャワ **連絡先**: UNFCCC事務局 **電話**: +49-228-815-1000 **fax**: +49-228-815-1999 **email**: [secretariat@unfccc.int](mailto:secretariat@unfccc.int) **www**: <http://www.unfccc.int>

## 用語集

ADP	強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会
AILAC	独立中南米カリビアン諸国連合
ALBA	米州ボリバル同盟
AOSIS	小島嶼国連合
BASIC	ブラジル、南アフリカ、インド、中国
CBDR	共通だが差異ある責任
CMP	京都議定書締約国会合
CO <sub>2</sub>	二酸化炭素
COP	締約国会議
EIG	環境十全性グループ
GCF	緑の気候基金
GHGs	温室効果ガス
HFCs	ハイドロフルオロカーボン類
IPCC	気候変動に関する政府間パネル
LDCs	後発開発途上国
LEDS	低排出開発戦略
LULUCF	土地利用・土地利用変化及び林業
MRV	測定・報告・検証
NAMAs	国別適切緩和行動
NMM	新市場メカニズム



REDD+	開発途上国における森林減少・劣化に由来する排出の削減 並びに森林保全、炭素貯留量の増加
SBs	補助機関
SBI	実施に関する補助機関
SBSTA	科学上及び技術上の助言に関する補助機関
UNEP	国連環境計画
UNFCCC	国連気候変動枠組条約

GISPRI 仮訳

---

This issue of the Earth Negotiations Bulletin © <enb@iisd.org> is written and edited by Asheline Appleton, Kati Kulovesi, Ph.D., Elena Kosolapova, Ph.D., Eugenia Recio and Annalisa Savaresi. The Digital Editor is Leila Mead. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James "Kimo" Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the Bulletin are the European Commission (DG-ENV), the Government of Canada (through CIDA), the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), and the Government of Australia. General Support for the Bulletin during 2013 is provided by the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, the Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), and the United Nations Environment Programme (UNEP). Funding for translation of the Bulletin into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). The opinions expressed in the Bulletin are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the Bulletin may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the Bulletin, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, NY 10022 USA